

インフレ税を放置しない！ タックスインデクセーション導入のすすめ！！

## 時機を得た自動物価調整税制導入

～「物価スライド税制」のすすめ

生活者向けの究極のインフレ税退治策の米日比較

石 村 耕 治

(TC フォーラム代表委員/白鷗大学名誉教授)

Why Tax Indexing Matters !

### 【内容目次】

#### ◆はじめに～「物価スライド税制」の所在

#### Ⅰ インフレーションと所得課税

- 1 所得課税における「インフレ税」とは何か
- 2 インフレ税退治手法の選択
- 3 インフレ税の影響は稼得する所得により異なる
- 4 インフレ税退治を求める理論の萌芽
  - (1)個人の所得の質的要素からみたインフレ税対策の対象
  - (2)フリードマンが想定したインフレ税対策の対象
  - (3)物価スライド税制の色分け
- 5 物価スライド税制の対象範囲をめぐる議論
- 6 連邦個人所得税制からみた生活者向け物価スライド税制の所在
  - (1)連邦個人所得課税の基礎
  - (2)連邦個人所得税の課税の仕組み
  - (3)連邦個人所得税の申告資格と適用される税率表
  - (4)生活者向け物価スライド税制の所在
- 7 アメリカは物価スライド税制を早くから導入
  - (1)レーガン政権による連邦物価スライド税制の導入
  - (2)守旧派の抵抗と財務長官のアナウンスメント

(3) 大胆なインフレ税退治策という「備え」が生活者保護につながる

## 8 適正なインフレ指標選択の課題

- (1) 連邦税法に定める「インフレ指数」算定方式とは
- (2) 「CPI/CPI-U」と「C-CPI-U」の定義
- (3) 連邦税法上の物価スライド調整の方法
- (4) 消費者物価指数の選択をめぐる課題

## II アメリカ連邦個人所得税上のインフレ調整項目

### 1 連邦税制上のインフレ調整項目とは

- (1) インフレ税退治装置は自動的に発動される
- (2) 毎年整然と実施されるインフレ税退治スケジュール

### 2 連邦個人所得税上のインフレ税退治スケジュール表を読む

### 3 インフレ税退治スケジュール表に盛られた調整実例分析

- (1) 総合課税の場合の連邦の税率表/課税所得金額
- (2) 子供税/年少子供の不労所得課税
- (3) 連邦個人キャピタルゲイン税率表/課税所得金額

## III アメリカ諸州の所得税上のインフレ調整項目

### 1 諸州の所得税上のインデクセーションの概要

### 2 州所得税上のインデクセーションの個別的点検

- (1) アリゾナ州の物価スライド税制の特質
- (2) アーカーソー州の物価スライド税制の特質
- (3) カリフォルニア州の物価スライド税制の特質

## IV わが国での物価調整減税論議

### 1 物価スライド税制と租税法律主義の展開

### 2 物価スライド税制の必要性

### 3 わが国で「幻」に終わった物価スライド税制の導入

### ◆むすびにかえて～タックスインデクシング・マターズ

**コラム** <<消費税減税、廃止も一案だが、  
「ゼロ税率」のもっと賢い使い方も学んでおこう！！>>

## ◆はじめに～いわゆる「物価スライド税制」の所在

個人所得税 (individual income tax) は、超過累進税率 (progressive tax rates structure) を採用し、かつ、納税者の個人的事情を加味してさまざまな人的控除の仕組みを盛り込んでいる。しかも、わが国のように、所得控除 (personal exemptions) や税額控除 (tax credits) の額、税率表 (tax rate tables) / 税率区分 (tax brackets) などが固定されている仕組みを採ることが多い。こうした仕組みのもとでは、消費者物価が上昇し、それに対応する形で賃上げその他社会保障給付が増え、所得の増加につながると、それに連動し税負担の増加につながる。

ある世帯の所得が物価上昇の埋め合わせに必要なだけ名目所得 (nominal income) の増加があったとしても、実質所得 (real income) には変化は生じない。にもかかわらず、名目所得が増加した分だけ各種控除額や税率表 / 税率区分などが調整されないと、納税者はより多くの税金を負担することになる。場合によっては、納税義務は物価上昇 (インフレーション / インフレ) 率以上に増加し、これにより実質所得は納税額増加分だけ目減りすることになる。こうした現象は、「インフレ増税 (inflation tax increases)」、「隠れたインフレ税 (creeping inflation tax / bracket creep)」などと呼ばれる (以下「インフレ税 (inflation tax)」という)。

インフレ税は、必ずしも所得課税 (income taxation) に特有のものではない。消費課税 (consumption taxation)<sup>1</sup> や資産課税 (wealth taxation) でも生じうる。消費課税では、納税義務者は、原則として事業者である。しかし、実際に税を負担するの (担税者 / tax bearers) は最終消費者 (final consumers) である。言いかえると、最終消費者は担税者としてインフレ税を負担することになる。なぜならば、課税対象物品やサービスの購入価格があがると、負担する消費税額も増えるからである<sup>2</sup>。

また、インフレ税で影響を受けるのは、個人納税者に限らない。企業納税者 (法人や事業性所得稼得者<sup>3</sup>) も影響を受ける。

<sup>1</sup> 具体的には、最終消費者を担税者とした単段階型の小売売上税 (single-stage retail sales tax) や消費型の付加価値税 / multi-stage consumption-type VAT/GST、個別消費税 (excise) などあげることができる。

<sup>2</sup> 対応策として、軽減税率 (reduced rates)、非課税取引 (exemptions)、ゼロ税率 (zero-rate) などを採用する。今般のコロナ禍やウクライナ戦争に伴う消費課税 (VAT/GST) 面からのインフレ税対策として、多くの諸国では、生活必需品やサービスに対する暫定的な付加価値税の税率引下げを実施している。See, Ruediger Bachmann, A Temporary VAT Cut as Unconventional Fiscal Policy (National Bureau of Economic Research Working Paper 29442, Oct. 2021).

<sup>3</sup> 事業性所得稼得者 (business oriented income earners) とは、わが所得税法の即していえば、事業所得、不動産所得、山林所得、公的年金等以外の雑所得があてはま

ただ、企業納税者の場合、所得課税面において、一般的に課税所得算定の際の収益費用の額はインフレ率に応じて増大することから自動的に調整される。しかし、事業用資産の減価償却費については別である。インフレがある場合、実質的な減価償却額が低下し、その結果、税負担が増加する。すなわち、インフレがある場合、収益費用の額はインフレ率に応じて増大するものの、事業用資産の減価償却費についてはインフレ前の購入価額に基づいて計上されるので、他の費用と異なりインフレ率の影響を受けないまたはインフレ率がしっかりと反映されない。このことから、費用計上額の水準が現在の物価に比べて低くなり、課税所得が増大するという問題がある。企業納税者向けのインフレ税退治策が重要なポイントとして指摘される理由である。

所得課税にタックスインデクセーション/自動物価調整税制、いわゆる「物価スライド税制」導入をはかる必要がある。

一方、消費課税についても、課税対象となる付加価値算定の際の前段階控除（仕入税額控除）などでインフレ調整が可能な仕組みになっている。消費税（消費型の付加価値税/multi-stage consumption-type VAT/GST）では、税は、事業者（enterprise）ではなく、最終消費者（ultimate consumers）が負担する仕組みになっているからである。すなわち、消費税の納税義務者（taxpayer）は事業者であり、最終消費者が担税者（tax bearer）となる仕組みにある。

ただ、消費税については、企業納税者でも、公定価格に支配されている種類の事業を営む者や、市場での競争的な地位が弱い事業者の場合には仕入価格の上昇分を販売価格に転嫁できない場合も少なくないのも事実である。しかし、税法学固有の視角からは、物価上昇分を価格に転嫁できるかどうかの問題と、インフレ税への対応問題とを分けて検討する必要がある<sup>4</sup>。

加えて、インフレ税への対応については、「企業納税者」と「生活者」（給与所得者や年金受給者など）<sup>5</sup>に分けて点検する必要がある<sup>6</sup>。

る。

<sup>4</sup> 消費課税上のインフレ税対策としては、廃止や税率引下げも考えられるが、「ゼロ税率（zero-rating）」の活用も一案である。石村耕治編『現代税法入門塾（第11版）』（清文社、2022年）310頁以下、拙論「消費税の今後：複数税率化と仕入税額控除」白鷗大学法科大学紀要8号 <file:///C:/Users/ishim/Downloads/KJ00009610779.pdf>、石村耕治「オーストラリアの物品サービス税（GST）法制の分析」白鷗法学22巻2号 <http://jti-web.net/wordpress/wp-content/uploads/2019/01/ca6d6ec90bb1403b147a848e90846a59.pdf> 参照。

<sup>5</sup> 「生活者」、「庶民」という言葉は、さまざま定義されている。しかし、ここでは常識に委ね、深く探求しない。

<sup>6</sup> なお、本報告では、タックスインデクセーション導入に関する経済学上の論争についてはふれない。経済学上、インフレ税については、経済の自動安定調整機能（automatic macroeconomic stabilizer）に委ねられるべきであり、政府は介入すべきではないとする意見もある。See, e.g., James L. Pierce & Jared J. Enzler, “The Implication for Economic Stability of Indexing the Individual Income Tax,” in

## Ⅰ インフレーションと所得課税

インフレーション(インフレ)とは、一般的かつ継続的に物価が上昇する現象である。インフレ税が発生し、それを放置すれば、政府の税収が増え財政赤字解消につながり、インフレ放置策は望ましいとの意見がある。また、インフレ放置は、住宅ローン額の実質的な目減りにつながるから、生活者のなかから歓迎の声もあがる。その一方で、インフレやインフレ税放置で、生活必需品や光熱費が高騰し、かつ税負担も増加し、生活者は、二重の意味で被害を受けることから正義/公正に反するとの批判もある。

租税原則は、時代とともに移り変わる。今日、税制は、公平(equality)・中立(neutral)・簡素(simplicity)・公正(fairness)であることが求められる。誤解をおそれずにいえば、個人や企業の経済活動における選択を歪めないようにしようというのが、公平・中立の原則である。また、納税者の自発的納税協力(tax compliance)を仰ぐためには、税制の仕組みをできるだけ簡素にし、分かりやすくしようというのが、簡素・公正の原則である。

インフレで所得税制に歪みが生じ、こうした歪みにより恩恵を得る、逆に損をするものがいるのでは、租税原則にマッチしない。また、インフレ税で政府の赤字財政が解消されるのも、政府には好都合かも知れないが、財政中立の観点(revenue neutral way)から問題であり、租税原則ともぶつかるのではないか。

このように、租税原則からみて、インフレ税をたまたまは取り除く必要があるのではないか<sup>7</sup>。

---

Henry J. Aaron ed., *Inflation and the Income Tax 173-4* (1976, Brookings Institution). なお、邦文での研究としては、例えば、松本征夫「インデクセーションの類型と効果」政経論叢(広島大学)25巻5号(1975年)参照。

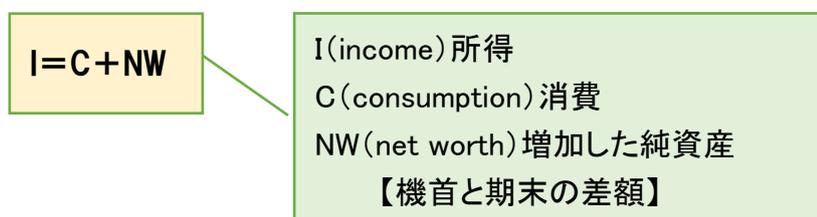
<sup>7</sup> 租税原則(tax principles)から、タックスインデクセーションを正当化することには大きな困難が伴う。レーガン政権は、1970年から80年代にかけてインフレの猛威に立ち向かうための、1981年の税制改正法である経済再建税法(ERTA=Economic Recovery Tax Act of 1981)を成立させた。このなかで、1985年から生活者向けのタックスインデクセーション/物価スライド税制の実施することになった。ところが、ERTA通過直後から、インフレ増税で歳入増を目指す議会共和・民主両党の議員による物価スライド税制潰し、85年実施阻止の動きがはじまった。物価スライド税制反対派も、物価スライド税制賛成派と同様に、その根拠を税制の「公正(fairness)」原則に求めたのである。社会科学分野での「公正(fairness)」、「租税正義(tax justice)」のような不確定原則は、とかく「言葉の遊び」、さらには政治力学の基づく「言葉の便宜的利用」などにつながるおそれがある。納税者は、その使われ方をよく吟味する必要がある。See, Thomas M. Humbert, "Tax Indexing: At Last A Break for the Little Guy," Backgrounder No. 255 (Heritage Foundation, March 22, 1983).

## 1 所得課税における「インフレ税」とは何か

所得課税における「インフレ税 (inflation tax)」とは何かを探るには、まず「所得 (income)」の定義を明確にしておく必要がある。

アメリカにおける伝統的な「所得」の定義は、1920～1930 年代のシャンツァー・ハイグー・サイモンズ (Schanz-Haig-Simons) の考え方にまで遡ることができる<sup>8</sup>。この伝統的な考え方では、一言でいえば、個人所得課税のベース (personal income tax base) となる「所得」とは、一定期間における「消費 (consumption) + 増加した純資産 (net worth) の合計金額」である、とされる。

【表1】 伝統的な「所得」概念



この基本的な定義は、今日まで引き継がれている。一般に「包括的所得概念 (comprehensive income concept)」と呼ばれる。財政学 (theories of public finance) や税法 (theories of tax law) に共通の概念である。

しかし、こうした伝統的な所得概念のもとでは、消費者物価が上昇し、それに対応する形で賃上げその他社会保障給付が増え、所得の増加につながると、それに連動し税負担の増加につながる。

ある世帯の所得が物価上昇の埋め合わせに必要なだけ名目所得 (nominal income) の増加があったとしても、実質所得 (real income) には変化は生じない。にもかかわらず、税法上の各種控除額や税率表などが調整されないと、名目所得が増加した分だけ納税者はより多くの税金を負担することになる。場合によっては、納税義務は物価上昇率以上に増加し、これにより実質所得は納税額増加分だけ減少することになる。こうした現象は、「インフレ税 (inflation tax)」、「インフレ増税 (inflation tax increases)」、「隠れたインフレ税 (creeping inflation tax/bracket creep)」などと呼ばれる。

<sup>8</sup> See, Georg von Schanz, "Der Einkommensbegriff und die Einkommensteuergesetze," Finanzarchiv 13, at 1-87(1896); Robert M. Haig, "The Concept of Income: Economic and Legal Aspects," The Federal Income Tax. (Columbia U.P. 1921) at 1-28; Henry C. Simons., Personal Income Taxation: the Definition of Income as a Problem of Fiscal Policy (U. of Chicago Press, 1938) .

## 2 インフレ税退治手法の選択

所得課税にあたり、物価上昇による名目所得の上昇、それに伴う税負担の自然増加を防ぐには「調整」が必要となる。インフレ税対策（インフレ税退治策）として調整、すなわち減税が要る。インフレ税対策/物価調整減税には、大きく分けると、次の2つの方法がある。

### 【表2】インフレ税退治での2つの選択肢

- |   |
|---|
| <p>①アドホック/裁量方式 (ad hoc/voluntary / discretionary method)</p> <p>②タックスインデクセーション方式 (tax indexation/ automatic method)</p> |
|---|

アメリカは、1970年代から②の方式によっている。わが国は、減税は①アドホック/裁量方式によってきている。この方式によると、物価調整減税とは、政府が裁量的または恩恵的に実施するものであるされる。すなわち、物価上昇率が3%である場合、政府は、同率またはそれ以下もしくは以上の調整減税を行おうと行うまいとまったく自由であるということになる。こうした考え方のもと、納税者は、政府が行う意図的なインフレ増税に論ばくし得るだけの根拠を容易に提示しがたい。

後に詳しくふれるように、憲法論的には、物価中立的な所得税制の確立または物価上昇に見合うだけの調整減税を求めることは、租税法律主義もとの納税者の生存権に根差した当然の権利といえる。また、政府の実施する物価調整減税とは、物価上昇率以下である限り名目的な意味での減税に過ぎない。納税者にとっては、実質的に、減税というよりは政府の失政に対する当然の補償措置とみることができる。ましてや実質増税を相殺するだけ、または、それ以下の規模の所得減税は、真の意味での減税とみることには大きな疑問符がつく。アメリカでは、「インフレ税が合衆国納税者のナンバーワンの敵 (creeping inflation tax/bracket creep became U.S. taxpayers' enemy No 1)」とみる向きもある。

こうした納税者から大きな疑問符がつく物価調整減税を防ぎ、政府に年次の物価上昇分の所得減税を義務づける方式は、税制にインデクセーション/自動物価スライド税制を織り込むもので、タックスインデクセーション方式と呼ばれる。いわゆる「物価スライド税制」と呼ぶことができる。インフレ税を放置しないという意味では、「リアルタイム」のインフレ税退治策、物価調整減税策といえる。

タックスインデクセーション方式は、物価上昇率に比例する形での税負担の増加を防ぐべく、所得控除、税額控除および税率表/税率区分などの自動調整という意味で、自動物価調整税制とも呼ばれる。

この自動物価調整税制の導入により、納税者は名目所得ではなく実質所得で納税額を算定できることになる。こうした意味では、納税者に責任のない物価上昇につい

ては政府が最終的に責任を負うという結果を導き出すことにつながる。

アメリカ連邦所得税や諸州の所得税では、タックスインデクセーション/物価スライド税制を導入している。このことから、連邦税法や州税法で自動物価調整の対象とされている項目に対する物価上昇分を反映させることについては、連邦議会や州議会の事前の承認を必要としない。自動物価調整税制/物価スライド税制は、とりわけインフレ上昇率が高い時期において生活者へのインフレ税波及を「リアルタイム」防げるという意味では、バッファ策として重要な役割を担っている。

### 3 インフレ税の影響は稼得する所得により異なる

個人所得税では、(1)超過累進税率 (progressive tax rates) を採用する場合と、(2) 比例税率/単一税率 (flat/single tax rate) をする場合とがある。

#### 【表3】日米の個人所得税における税率の仕組みを比べる

##### 《日本》

◎国税【所得税/総合課税の場合/超過累進税率】

5%～45%の7段階

◎地方税【住民税/総合課税の場合/比例税率】

[所得割] 都道府県4%、市町村6%

[均等割] 都道府県1,500円、市町村3,500円

##### 《アメリカ》

◎連邦税【個人所得税/総合課税の場合/超過累進税率】

10%～37%の7段階

◎諸州(22年7月現在)<sup>9</sup>

①州の総数: ワシントンD.C.を含む51州

②州所得税導入していない州の数: 7州【アラスカ、フロリダ、ネバダ、サウスダコタ、テキサス、ワシントン、ワイオミング】

③州所得税を導入する州の数: 44州

④③のうち単一税率 (flat rate) を採用する州: 11州【コロラド、イリノイ、インディアナ、ケンタッキー、マサチューセッツ、ミシガン、ニューハンプシャー、ノースカロライナ、ペンシルバニア、テネシー、ユタ】

⑤③のうち超過累進税率を採用する州: 33州

<sup>9</sup> See, Jared Walczak, "Inflation Adjusting State Tax Codes: A Primer," FISCAL FACT No. 673 (Oct. 2019, Tax Foundation). 後記【表2.2】参照。

<p>⑥⑤のうちタックスインデクセーションを採用する州: 17 州</p> <p>⑦⑤のうち「税率表」にタックスインデクセーションを採用しない州: 16 州                  【アラバマ、コネチカット、デラウエア、DC、ジョージア、ハワイ、カンザス、ルイジアナ、メリーランド、ミシシッピ、ニュージャージー、ニューメキシコ、ニューヨーク、オクラホマ、バージニア、ウエストバージニア】</p>
--

(1)超過累進税率を採用する、(2)比例税率/単一税率を採用する、いずれの場合も、所得控除や税額控除などは固定されている。このことから、所得の増加は物価上昇率とは関係なく、税負担の増加につながる。すなわち、ある世帯の所得が物価上昇の埋め合わせに必要なだけ増加する場合、名目所得(nominal income)の増加があったとしても実質所得(real income)には変化は生じない。にもかかわらず、名目所得が増加した場合、各種所得控除や税額控除、さらには(1) 超過累進税率を採用する場合は増加額によっては、税率表/税率区分(ただし、百分率(%)表記の税率ではなく、課税所得金額)が調整されない限り高い税率区分に誘導され、納税者はより多くの税金を負担することになる。場合によっては、納税義務は物価上昇(インフレ)率以上に増加する。そして、これにより実質所得は納税額増加分だけ目減りすることになる。

インフレ税はあらゆる所得階層に影響を与える。しかし、その影響は、いわゆる“逆進的(regressive)”であり、富裕層/高所得層よりも中所得層、中所得層よりも低所得層への影響が大きい。

また、わが国の場合、給与所得者に適用される給与所得控除や年金受給者の公的年金等の雑所得にかかる公的年金等控除は、定額・概算控除(standard deduction)になっている。このため、物価上昇による経費支出分をしっかりと吸収するのは容易ではない。つまり、給与所得者や年金受給者は、実額控除/必要経費控除の適用ある事業所得者などに比べ、物価上昇(インフレ)で受ける打撃が大きいといえる。定額・概算控除、アメリカ税法でいう標準控除(standard deduction)額については、物価調整が的確に実施されないと、実質所得の目減りにつながる影響が大きい。

#### 4 インフレ税退治を求める理論の萌芽

かつて、ミルトン・フリードマン(Milton Friedman)は、「インフレは税である。しかも代表なければ課税なしのルール(taxation without representation)とぶつかる税である」と批判した<sup>10</sup>。すなわち、インフレが起きると、国民が選んだ議員で構成される議会が税制改正をすることなく、本来支払うべき租税に加えて、生活者が富裕層かを問わず、

<sup>10</sup> See, Milton Friedman, “Monetary Correction: A Proposal for Escalator Clauses to Reduce the Costs of Ending Inflation” IEA Occasional Paper, no. 41 (1971).

隠れた税の支払いを強要されることになることから、インフレ税は租税法律主義に抵触する、と指摘した。1974年に、物価の自動調整(automatic adjustment for inflation)を可能にするタックスインデクセーション(tax indexation)を導入するなどして、対応策を実施するように求めた<sup>11</sup>。

それでは、新自由主義者であるミルトン・フリードマンがインフレ税対策としてタックスインデクセーション(tax indexation)導入を示唆することは、どのような意味を持っているのであろうか。この問いに対する回答は、フリードマンが考えるインフレ税対策の範囲は、個人納税者については、「富裕層も生活者も」であるとするところに見出すことができる。

### (1) 個人の所得の質的要素からみたインフレ税対策の対象

個人納税者が稼得する所得は、質的要素からみた場合、大まかに、次のように分けることができる。

#### 【表4】 質的要素からみた所得分類

① 資産性所得

② 資産プラス勤労所得

③ 勤労所得

すなわち、①「資産性所得」とは、資産の運用・譲渡から見た所得である。実質的な意味での「勤労」の要素に欠ける所得である。わが国の所得税制を参考にすれば、利子所得(所得税法 23 条)、配当所得(同 24 条)、不動産所得(同 25 条)、譲渡所得(同 33 条)である。不労所得という意味では一時所得(同 34 条)もこのカテゴリーに含めてよい。これらの種類の所得のなかでも、譲渡所得、いわゆるキャピタルゲイン(資本利得)が、資産性所得の代表格といえる。次に、②「資産プラス勤労所得」とは、資産と勤労の2つの要素の結合によって得られる所得である。事業所得(同 27 条)、山林所得(同 32 条)、公的年金等以外の雑所得(同 35 条)である。さらに③「勤労所得」とは、①の不労所得とは対をなす所得である。給与所得(同 28 条、57 条の 2)、退職所得(同 30 条)である。

生活者に対象を絞ってインフレ税対策を講じるとする。この場合、主な対象は③勤労所得、さらには②資産プラス勤労所得に絞られる。一方、富裕層も含めてインフレ

<sup>11</sup> See, Milton Freidman, "Inflation, Taxation, Indexation," In *Inflation: Causes, Consequences, Cures*, IEA Readings, No. 14 (Institute of Economic Affairs, 1974), at 71-88.

税対策を講じるとする。この場合、①資産性所得も含めて検討する必要がでてくる。その一方で、各種人的控除に関するインフレ税対策については、富裕層も生活者もあえて差別化して検討する必要がないようにもみえる。

## (2) フリードマンが想定したインフレ税対策の対象

フリードマンは、インフレ税で犠牲者が出る場合、救済の対象は「富裕層も生活者も」だという。このことは、彼が考えるインフレ税対策の対象は、②資産プラス勤労所得や③勤労所得だけでなく、①資産性所得も含むことも意味する。言いかえると、キャピタルゲインも物価調整の対象とすることを意味する<sup>12</sup>。

しかし、インフレ税の救済対象に①資産性所得も含むことには、強い異論または反対がある<sup>13</sup>。その理由は、長期キャピタルゲインにはすでに課税の繰り延べや優遇税率が適用されていることである。確かに、キャピタルゲインを物価調整の対象とすることは、概して富裕層のさらなる優遇につながり、さらに税制における不公平感を助長することになるのも事実である。

しかし、キャピタルゲインを物価調整の対象から外すことは、税制の中立性という観点からは問題なしとはしない、との指摘もある。その一方で、キャピタルゲインへの優遇税制を残したままゲインを物価調整する方が、むしろ税制の中立性とぶつかるのではないか、との反論もある<sup>14</sup>。

このように、キャピタルゲイン、さらには事業用資産の原価償却費などの物価調整については、いまだしっかりとしたコンセンサスが得られているとはいえない。また、税制を複雑にし、税務執行上の困難さもある。このため、諸国における所得課税におけるインフレ税対策の範囲は、③勤労所得 (earned income) や人的控除 (personal deductions/exemptions)、税率表 (tax rate tables) / 税率区分 (tax rate brackets) など「生活費調整 (COLA=cost-of-living adjustments)」に留まっているのが実情である。

## (3) 物価スライド税制の色分け

さらに、フリードマンは、タックスインデクセーション、いわゆる「物価スライド税制」は、企業納税者に対しても拡大すべきであるとする。すなわち、対象に、事業用資産の減価償却費や在庫/棚卸資産などの項目も含めるべきと示唆する。

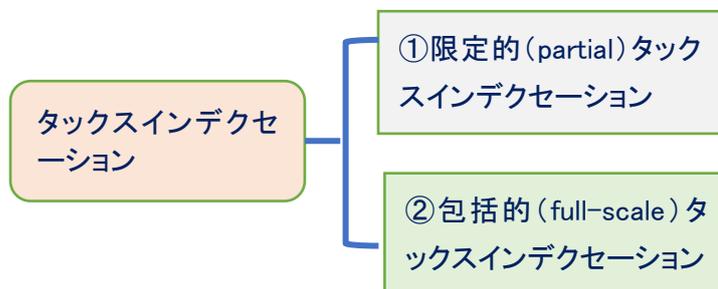
---

<sup>12</sup> アメリカ連邦議会には、早くから、共和党議員からキャピタルゲインの物価調整法案が提出されてきている。See, Shimon B. Edelstein, “Indexing Capital Gains for Inflation: The Impacts of Recent Inflation Trends, Mutual Fund Financial Intermediation, and Information Technology,” 65 Brook. L. Rev. 783 (1999).

<sup>13</sup> See, John T. Plecnik, “Abolish the Inflation Tax on the Poor & Middle Class,” 29 Quinnipiac L. Rev. 925 (2011).

<sup>14</sup> See, CRS Report, Indexing Capital Gain Taxes for Inflation, R45229 (June 18, 2018).

【表5】 タックスインデクセーションの色分け



アメリカでは、タックスインデクセーション/物価スライド税制の対象を、生活費調整 (COLA)に限定する①「限定的 (partial) タックスインデクセーション」か、それとも、②キャピタルゲインや事業用資産の減価償却費や在庫/棚卸資産などの項目を含めた「包括的 (full-scale) タックスインデクセーション」か、つまり「物価スライド税制の対象範囲」をめぐる争いのあるところである。この点については、以下にもう少し詳しくふれる。

### 5 物価スライド税制の対象をめぐる議論

どのような項目をタックスインデクセーション/物価スライド税制の対象とすべきかについては、議論のあるところである。

タックスインデクセーションは、インフレによって不利益をこうむる生活者に対する救済を主たる政策目的であるとする。この場合は、その対象項目を絞る必要がある。しかし、中立的な資源配分機能を重視するのであれば、生活者に資するか富裕層の資するかを問わず、タックスインデクセーションをできるだけ幅広い対象項目に適用する必要がある。そうでないと、不公平が生じるからである。

現在、タックスインデクセーション(案)の対象とすべきであるとされる項目を一覧にすると、次のとおりである。

【表6】 タックスインデクセーション/物価スライド税制の対象とすべき項目一覧

①個人所得税における物価スライド調整対象項目一覧
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 人的控除額および課税最低限度額を消費者物価指数(CPI)に応じて調整すること。</li> <li>・ 税率表/税率区分(ただし、百分率(%)表記の税率ではなく、課税所得金額)を調整すること。</li> <li>・ キャピタルゲインの計算の際に税務基準額(the basis)は、購入年次の物価指数に対する売却年次の物価指数の比率を乗じた現在基準で再調整</li> </ul>

<p>されたものによること<sup>15</sup>。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業用償却資産の減価償却費を計算する税務基準額 (the basis) も、前記のケースと同じような方法で調整する<sup>16</sup>。</li> </ul>
<p><b>②企業(事業所得や法人)課税における自動物価調整対象項目一覧</b></p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 普通税と付加税の区分ラインを、物価指数の伸びを乗じた金額に置き換える。</li> <li>・ 棚卸資産/在庫 (inventory) のコストは、仕入れと販売との間の価格の変動から生ずる帳簿上の名目的利益 (または損失) を除くように調整すること。</li> <li>・ キャピタルゲインや償却資産の減価償却費の計算の基準額は、個人所得税のケースと同様に調整すること。</li> </ul>

ちなみに、アメリカを例にしても、連邦所得税上の自動物価調整の対象に、キャピタルゲイン、さらには事業用資産の減価償却費や在庫/棚卸資産などの項目にまで拡大すべきかどうかについては活発な議論がなされている。しかし、現行連邦所得税制では、これらの項目は、原則的には物価調整の対象にはなっていない。

以上の調整項目に加え、次のような項目が、インフレ調整の対象とすべきかどうかどうか問われる。

<sup>15</sup> このような調整は、名目的なキャピタルゲイン (譲渡益/資本利得) を基準額として課税されることのないようにすることが狙いである。例えば、家屋を 10 年前に 20 万ドルで購入し、それを 30 万ドルで売却したとする。この場合、最大で 10 万ドルのキャピタルゲインが発生する。しかし、この期間における物価上昇率が 50% であったとすると、10 万ドルのキャピタルゲインはたんに名目的なものに過ぎない。このことから、タックスインデクセーションを導入し基準額を物価スライド調整できるようにすれば、課税はないことになる。

<sup>16</sup> 事業用償却資産の再評価は、インフレによって機械・設備など償却資産の価額が上がっているのに、償却を依然として資産を取得したときの価格に基づいて評価しているとする。この場合、企業の利益を過大にすることにつながり、税負担が重くなる。加えて、積み立てた資金を合計しても同じ機械・設備を購入することができなくなる。いわゆる償却不足が生じる。なお、現行税法では、こうした償却不足に対応するために、加速減価償却 (accelerated duplication) などの制度がある。これは原価主義の枠内で物価上昇による事業用固定資産の償却不足をカバーし、投下資金の早期回収をはかるために早期に高率の償却をするものである。加速減価償却に相応する制度として、わが国では、租税特別措置法により、公害防止機械設備のような特殊な設備や船舶などに認められている特別償却 (租税特別措置法 11 条) がある。この特別償却には初年度の取得原価の 3 分の 1 とか 4 分の 1 を償却してしまう初年度特別償却に加え、各期にわたって償却限度額の一定割合を割増しする割増償却がある。

**【表7】インフレ調整の要否が問われる項目**

- ・ **利子 (interest)** 利子所得については、現在、名目的な額をベースに課税される。税務執行上や政策上の理由などから、非課税や軽減税率での分離課税措置がとられることも多い。利子所得に対するインフレ税の調整は、現行税法では行われていない。この背景には、利子の対するインフレ調整は、租税のレベルではなく、経済/財政のレベルで検討すべきであると見方が強いこともある。

インフレは概して、資金の借り手に有利に働く。すなわち、例えばインフレの前に借入金で不動産を取得した人は、その後にインフレがあれば、借入金の元本や利子の返済にかかる実質的負担が軽くなる。他方で、インフレの影響を受け預貯金が目減りし損失をこうむる人も出てくる。この損失の補償だけを対象にインデクセーションを導入するのは公平とはいえない。当然借入金の元利支払いをしている人も考慮されるべきである。預貯金の利子(金利)は貸付金利にリンクしてその体系が成り立ち、資源配分機能が果たされているからである。もっとも、保有資産のうち預貯金(金融資産)の割合が高いのは概して生活者/高齢者層である。不動産を借入金で購入し、購入時の基準額で元利を支払っている人は概して富裕層である。

このように、利子については、インフレによって損失をこうむる人たちと利益にあずかる人たちの利害が対立する。すなわち、前者が「預貯金の目減り補償」を理由にインデクセーションによる預金金利の引上げを求め、政策的にそれに応じると、貸出金利の引上げにつながり後者は不利益をこうむることになる。

利子に対するインデクセーションの導入は、同じ人が、一方で利益にあずかり、他方で損失をこうむるという状況も容易に想定できる。金利体系の整合性・公平性をどのように確保するかは難しい課題である。利子に対するインデクセーション導入をためらう理由でもある。
- ・ **配当 (dividends)** 【分析中】

**6 個人所得税制からみた生活者向け物価スライド税制の所在**

税法的な視点からアメリカのタックスインデクセーション/物価スライド税制を理解するには、アメリカの個人所得税制に関する基礎的な知見が必要である。財政学のようなファジーな視点から論じる場合と異なる。

ひとくちに個人所得税制といっても、州の自治権の強いアメリカでは、連邦と諸州の仕組みが同じでない。とりわけ、州財政に競争原理が持ち込まれているアメリカでは、所得税制を導入していない州もある。また、導入していても、単一税率の州もある。

れば、累進税率を採用する州もある。加えて人的控除の仕組みも州により異なる。このことから、ここでは、連邦の個人所得課税の仕組みをモデル(素材)にし、生活者向け物価スライド税制がどのように稼働しているのかを探ってみることにする。

### (1)連邦個人所得課税の基礎

アメリカ連邦個人所得税の課税期間は暦年、つまり1月1日から12月31日までであり、様式1040[連邦個人所得税申告書(Form 1040)]の提出期限は、原則として、翌年の1月1日から4月15日<sup>17</sup>である(IRC 6072条a項)。

一般に、個人所得課税は、課税標準(tax base)として課税所得(taxable income)の金額を用いる。しかし、課税所得の計算方法は、国により大きく異なる。アメリカの場合、個人も法人も、課税所得の計算方法は、総所得総算入方式(all-inclusive income approach, all-inclusive income concept)を基本としている。言い換えると、わが国のような、所得の種類(区分)ごとに算出した所得額を総計する分類所得課税の考え方を明確に採り入れた形の総合課税の仕組みにはなっていない<sup>18</sup>。

また、個人納税者の申告資格(filing status)を5つに分けており<sup>19</sup>、税率表/税率区分も申告資格別のものが用意されている。

人的控除(基礎控除や配偶者控除)所得金額(調整総所得金額)に応じて通減・消失する仕組みになっている。

応能負担原則を(ability to pay principle)を反映するために、連邦税法(IRC)では、超過累進税率(progressive tax rates)を採用する。個人の通常所得に対しては10~37%の7段階の累進税率で課税する一方で、一定の投資所得(配当・長期純資本利得/キャピタルゲインなど)には、軽減税率(0~20%の3段階)で課税している。

ちなみに、連邦所得課税では、個人のみならず、法人についてもかつては超過累進税率(15%~35%の8段階)で課税していた。しかし、トランプ政権の誕生後、2017

---

17 ただし、提出期限日が、土曜、日曜または祝日となる場合は、その次の営業日が申告書の提出期限となる(IRC7503条)。

18 わが国のような、所得の種類(区分)ごとに算出した所得額を総計する形の総合課税は採っていない。周知のように、わが国の個人所得課税においては、総合課税方式

(comprehensive income tax system)を採る一方で、所得の性質に応じて10種類の所得に区分(所得税法23条~30条)し、区分ごとに所得金額を計算する分類所得課税の仕組みを組み込んでいる。詳しくは、詳しくは、石村耕治『アメリカ連邦所得課税法の展開』(財経詳報社、2017年)4頁以下参照。

19 連邦税法(IRC)は、個人所得税の申告資格(filing status)として、個人(single)・夫婦(couple)・世帯(household)を制度化している。現行税法は、各種人的控除等や給付(還付)つき税額控除などでは“家族”“世帯”単位を採り入れている。このことから、現行税法がどのような課税単位を採用しているのかを、申告資格のみから判断する考え方には異論もある。See, Frederick R. Schneider, “Which Tax Unit for the Federal Income Tax,” 20 Dayton L. Rev. 93(1994); Stephanie Hoffer, “Adopting the Family Taxable Unit,” 76 U. Cin. L. Rev. 55(2007)

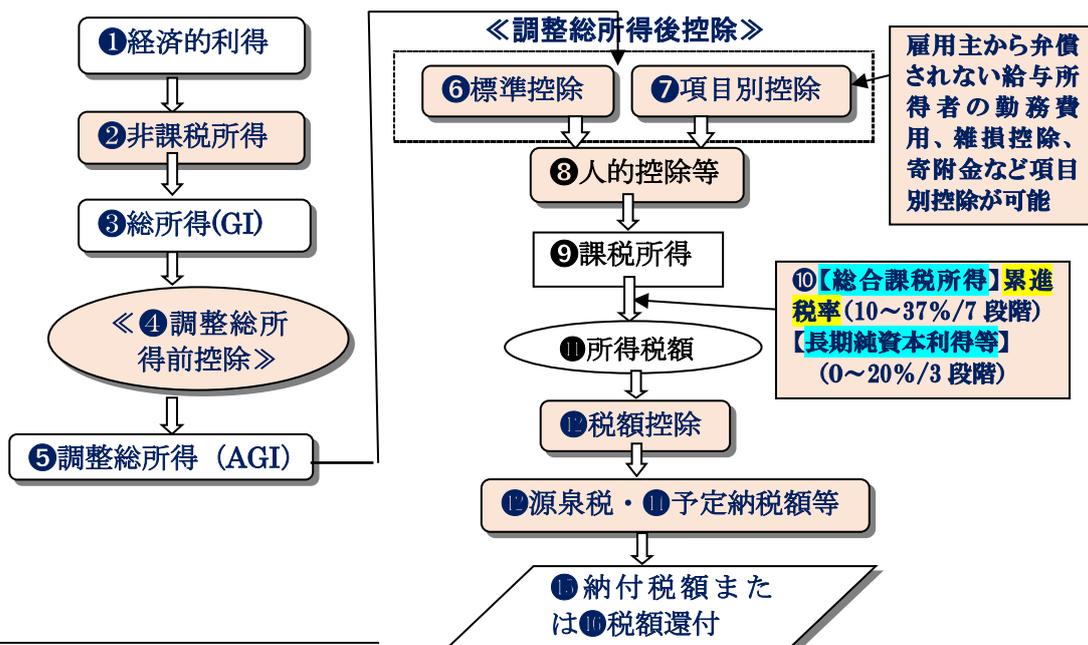
年の税制改正法である「減税及び雇用法 (Tax Cuts and Jobs Act)」の施行により、法人については 21%の単一税率になった。

経済的弱者対策には、所得控除 (income exemption deduction) に加え、各種税額控除 (tax credit) ～とりわけ、負の所得税 (negative income) の考え方をベースとした勤労所得税額控除 (EITC) のような還付 (給付) つき税額控除 (refundable tax credit) ～を幅広く採用しているのも特徴である。税率表/税率区分 (ただし、百分率 (%) 表記の税率ではなく、課税所得金額) や各種控除額に対して、毎年、物価調整 (indexing for inflation) が行われているのも特徴といえる<sup>20</sup>。

## (2) 連邦個人所得税の課税の仕組み

こうした特徴を採り入れたアメリカ連邦個人所得税の計算構造を一目で分かるように、その仕組みを簡潔なチャートにしてみると、次のとおりである。

【表8】 アメリカ連邦個人所得税の課税の仕組み



<sup>20</sup> 連邦議会は、⑥標準控除額、⑧各種人的控除額、⑩超過累進税率の適用ある税率表の課税所得区分・控除額等、などについて、8月31日に先立つ過去12か月間の消費者物価指数 (CPI) に基づいて、毎年、税制改正をし、物価調整を行うことになっている。例えば、2022課税年については、2020年9月1日から2021年8月31日の間の物価上昇率を2022年課税年の数次に反映することになる。アメリカでは早くからタックスインデクセーション (tax indexation) について議論をし、現在の物価調整税制改正を実施している。インフレターゲットを盛り込んだ経済政策を実施する場合、当然、納税者の税負担がインフレ中立になるようにするためには、税制にどのような調整が必要なのかを検討する必要がある。See, David Gliksberg, “The Coming(?) Inflation and the Income Tax: Lessons from the Past, Lessons for the Future,” 10 Fla. Tax Rev. 4118(2011); Mitchell L. Engler, “Partial Basis Indexation: Tax Arbitrage and Related Issues,” 55 Tax L. Rev. 69 (2001)

【備考】①経済的利得(economic gains)、②非課税所得(exclusions)、③総所得(GI=gross income)、④<<調整総所得前控除(above-the-line deductions)>>、⑤調整総所得(AGI=adjusted gross income)、<<調整総所得後控除(below-the-line deductions)>> ⑥標準控除(定額控除/standard deductions)、⑦項目別控除(実額控除/itemized deductions)、⑧人的控除等(exemptions: deductions for personal and dependency exemptions)、⑨課税所得(taxable income)、⑩超過累進税率(progressive tax rates)、⑪所得税額(income tax)、⑫税額控除(tax credits)、⑬源泉税(withhold tax)、⑭予定納税(estimated tax)、⑮納付税額(tax payment)、⑯還付税額(tax refund)

### (3) 連邦個人所得税の申告資格と適用される税率表

連邦個人所得税では、個人(single)・夫婦(couple)・世帯(household)など複数の「申告資格(filing status)」を設けている。申告資格の種類は、次のとおりである。

#### 【表9】 現行の連邦個人所得税の申告適格の種類

①夫婦合算申告(MFJ=married filing jointly)	年末時点(ただし配偶者が年中に死亡した場合にはその時点)において婚姻関係にある場合で、夫婦の所得を合算して確定申告するとき(IRC 1 条 a 項 1 号・7703 条 a 項)。
②夫婦個別申告(MFS=married filing separately)	年末時点(ただし配偶者が年中に死亡した場合にはその時点)において婚姻関係にある場合で、夫婦がそれぞれ個別に確定申告するとき(IRC 1 条 d 項・7703 条 a 項)。
③適格寡婦/寡夫(qualified Widower, surviving spouse)	寡婦/寡夫の場合で、一定の要件を充足しているときには、配偶者の死後 2 年間、この適格で、夫婦合算申告に適用される税率表で確定申告できる(IRC 2 条 a 項・財務省規則 1.2-2(a))。
④特定世帯主(head of household)	単身者の場合で、適格寡婦/寡夫の要件を充たしていないが、扶養親族などに対して課税年の半分を超える期間、家計維持費を負担しているときは、この適格で確定申告できる(IRC 2 条 b 項・財務省規則 1.2-2(b))。
⑤単身者(single)	前記①～④に当てはまらない者(IRC 1 条 c 項)

連邦税法(IRC)は、夫婦に対しては選択的に「二分二乗方式」の申告を認めるなど、5 種類の申告資格を定めている(IRC 1 条 a 項～d 項)。また、それぞれ(ただし夫婦合算申告(MFJと適格寡婦(夫)は同税率表)に適用される 4 種類の税率表(tax rate schedules)が用意されている。

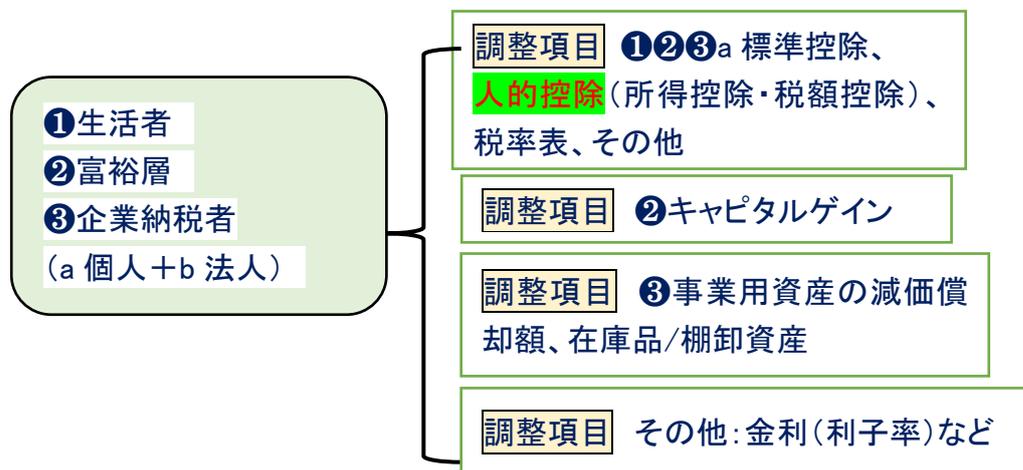
【表10】 申告資格の種類と適用される税率表

申告資格の種類	税率表の種類
① 夫婦合算申告 (MFJ=married filing jointly) ((IRC 1 条 a 項)	別表 Y-1
② 夫婦個別申告 (MFS=married filing separately) ((IRC 1 条 d 項)	別表 Y-2
③ 適格寡婦/寡夫 (widow(er), surviving spouse) ((IRC1 条 a 項)	別表 Y-1
④ 特定世帯主 (head of household) (IRC 1 条 b 項)	別表 Z
⑤ 単身者 (single) (IRC 1 条 c 項)	別表 X

#### (4) 生活者向け物価スライド税制の所在

すでにふれたように、アメリカ連邦議会では、タックスインデクセーション/自動物価調整/物価スライド税制の範囲について、久しく議論が続いている。議会民主党は、対象を「生活者向け項目 (Cost-of-Living items)」、つまり「**生活費調整 (COLA=cost-of-living adjustments)**」に限定すべきだと主張する<sup>21</sup>。一方、議会共和党は、富裕層向けの長期キャピタルゲインなどにも拡大すべきだと主張する<sup>22</sup>。論点を一覧にすると、次のとおりである。

【表11】 所得課税面からみたインフレ税対策の調整項目



<sup>21</sup> アメリカでは、社会保障分野でのインデクセーション/物価調整では「社会保障生活費調整 (social security cost-of-living adjustments)」という言葉が使われている。税法分野でのインデクセーション、物価スライド税制に関して特別の用語はない。ここでは、便宜的に「生活者向け」という言葉を用いる。

<sup>22</sup> See, Roger W. Dorsey and Kathryn Kisska-Schulze, “Indexing Capital Gains for Inflation: ‘Phase Two’ of Tax Reform,” 128 J. of Taxation 33 (June, 2018).

50余年前は、タックスインデクセーション/物価スライド税制は、ミルトン・フリードマンら経済財政学者が唱える机上の理論であった。しかし、今日では、制度導入したアメリカをはじめとした多くの諸国においてもはや動かしがたいものとして確立している。

「税は政治」といわれる。とりわけ、アメリカの場合は、連邦も州も、「税制改正は政治主導」、「租税法律主義(No Taxation Without Representation)」のルールが確立している。わが国のような「税制改正は行政主導」のスタンスにはない。アメリカの場合、憲法違反が問われるなどで行政が異議を唱える場合は別として、政治が決めた税制改正に財政当局は協力することはあっても、潰しにかかることはない。

諸国でのタックスインデクセーション/物価スライド税制導入はおおむね、生活者からのインフレ懸念に政治が呼応したことが契機である。言いかえると、生活者向け項目、生活費調整(COLA)、に対象を絞ったタックスインデクセーション(以下「生活者向けタックスインデクセーション(cost-of-living items tax indexation)」または「生活者向け物価スライド税制」ともいう。)の導入である。

生活者向けタックスインデクセーション/生活者向け物価スライド税制において調整の対象となるのは、①「税率表(tax rate tables)/税率区分(tax brackets)」+②「各種ベース(bases)」、つまり所得控除額、課税除外額、税額控除額など(deductions, exemptions, credits and other provisions)、生活費調整(COLA)項目である。言いかえると、「限定的(partial)タックスインデクセーション」にあたる。

アメリカを例に点検してみる。すでに【表3】でふれたように、連邦は、累進税率の所得税を導入する。一方、州(50州+ワシントンD.C.以下「51」とする。)のうち44州が所得税を導入し、そのうち33州が累進税率の仕組みを採用する。残り11州が、比例税率/単一税率の仕組みを採用する。累進税率を採用する33州のうち、17州が生活者向けに、生活費調整(COLA)を中心にタックスインデクセーション/物価スライド税制を採用する。しかし、それらのうち16州は「税率表」にタックスインデクセーション/物価スライド税制を採用していない。

こうしたアメリカ諸州の状況は、しばしば「タックスインデクセーション/物価スライド税制の実験場」と揶揄される。州権が強く、州税制のデザインは州の最大の独立した権限だからである。

のちに【表17】で詳しくふれるように、連邦は、生活費調整(COLA)項目が、税率表/税率区分、標準控除/定額控除、各種人的控除(所得控除・税額控除)に加え、贈与税の非課税額や個別消費税の課税除外枠などを含め、広範にわたり物価スライドの対象とする。

## 7 アメリカは物価スライド税制を早くから導入

北米では、1970年代後半から1980年代前半に、二桁台のインフレを体験した。インフレは、税制に適切な対応策を講じないと、納税者の税負担の増加につながる。こうした増税は、「インフレ税(inflation tax)」とも呼ばれる。また、インフレが政府債務の削減に活用されているとすると、インフレは実質的に「課税(tax)」として機能する。

猛威のインフレを機に、カナダでは、1974 課税年から連邦個人所得税にタックスインデクセーション/自動物価調整税制/物価スライド税制を導入した<sup>23</sup>。また、アメリカでは、当初、所得税制を導入する州でのタックスインデクセーション/自動物価調整税制導入に積極的な姿勢が目立った。1987 年にアリゾナ、カリフォルニア、コロラド州が、そして 1979 年にアイオワ、ミネソタ、ウイスコンシン州が、タックスインデクセーション/物価スライド税制を導入した。

### (1)レーガン政権による連邦物価スライド税制の導入

連邦議会では、1970 年当初から、タックスインデクセーション/自動物価調整税制/物価スライド税制導入の議論が沸騰し出した。連邦財務省や税財政の研究者やシンクタンクなども、インフレ税を放置しておいてはならないとの声をあげた。すなわち、連邦税法典である内国歳入法典(IRC=Internal Revenue Code)を「リアルタイム」で生活者向けの物価の自動調整ができるように抜本的見直しが必要である主張した。

こうした大合唱に呼応して、連邦議会は、1975 課税年に個人所得税制に限定的な(partial)タックスインデクセーション/自動物価調整税制を導入した<sup>24</sup>。その後、1981 年 1 月に発足した共和党のロナルド・レーガン(Ronald Wilson Reagan)政権は、高インフレと生産性の低下によって経済パフォーマンスが悪化していたアメリカ経済を建て直しに取りかかった<sup>25</sup>。このために、レーガン政権は、1981年に経済再建税法(ERTA=Economic Recovery Tax Act of 1981)と名付けた同年の税制改正法を成立させた。ERTA においては、個人所得税の限界税率の引下げで個人所得税減税、加速度償却・投資税額控除で投資減税を行った。また、タックスインデクセーション/物価スライド税制の対象項目を拡大し、85 年から施行した。これにより、個人所得税の税率表、人的控除および定額控除、さらには勤労所得税額控除(EITC=earned income tax credit)にかかる項目などは自動的に物価調整される仕組み拡大し、よりフルスケ

---

<sup>23</sup> See, June M. Probyn, "What Indexing Income Taxes Produced for Canada," *New York Times* (Aug. 23, 1981).

<sup>24</sup> See, Reed Shuldiner, "Indexing Tax Code," 48 *Tax L. Rev.* 537 (1993); Daniel Hemel, "Indexing, Unchanged," 83 *Law & Contemp. Probs.* 83 (2020)

<sup>25</sup> See, *The President's Tax Proposals to the Congress for Fairness, Growth, and Simplicity* (May 29, 1985).

ールなものになった<sup>26</sup>。もう少し具体的にいえば、連邦議会は、1981年経済再建税法(ERTA)の施行に伴い1985課税年から、連邦税法典である内国歳入法典(IRC=Internal Revenue code)に定める税率表/税率区分や人的控除などを対象にタックスインデクセーション/物価スライド調整を開始した(IRC1条1項、151条d項4号など)。その後、さらに連邦議会は、1986年の税制改正法(TRA of 1986)を制定し、標準控除(standard deduction)や給付つき税額控除(EITC=Earned Income Tax Credit)にもタックスインデクセーション/自動物価調整措置を拡大した(IRC32条j項、63条c項)。

経済再建税法(ERTA)制定にあたり、当時の連邦議会上下両院租税合同委員会(Joint Committee of Taxation)は、10%のインフレがあれば、16%の棚ぼた増収増(tax windfall)につながるとの調査結果を公表している<sup>27</sup>。すなわち、タックスインデクセーション/物価スライド調整をしなければ、インフレ率を大幅に上回るインフレ税の負担を生活者に強いる結果になることを明らかにした。

言いかえると、前カーター政権は、明確な経済再生計画を打ち出すことを怠り、インフレ税を放置することにより、生活者へのインフレ税負担を強いて、財政赤字を減らそうとする意図も見え隠れしていたともいえる。そこで、レーガン政権は、タックスインデクセーション/物価スライド税制を導入し、変革を怠り財政赤字のつけを生活者におしつけてきた前政権の経済・財政政策ときっぱり決別したわけである。

このように、アメリカでは、究極のインフレ税退治策として、早くから個人所得税制へのタックスインデクセーション/自動物価調整税制/物価スライド税制を導入している。個人所得税の生活費項目、生活費調整(COLA)をし、中間所得層(middle income class)や働いても貧しい人たち(the working poor)が、失政ともいえる「インフレ税」のつけを払わされることのないようにするためである。連邦税制に恒久的かつ「リアルタイム」のインフレ税退治策を制度化することにより、選挙民・納税者の要望に真摯に応えたといえる。言いかえると、与野党を問わず、連邦議会議員の間では「納税者が主役」の姿勢が強いことがわかる。もちろん、どの国の議会にも、守旧派/抵抗勢力はいる。

## (2) 守旧派の抵抗と財務長官のアナウンスメント

1981年に1985年から生活者向けのタックスインデクセーション/物価スライド税制の実施することになった。ところが、ERTA 通過直後から、インフレ増税で歳入増を目指す守旧派の連邦議会共和・民主両党の議員の一部が、物価スライド税制潰し、85

<sup>26</sup> 連邦税法(IRC)にタックスインデクセーションが導入された経緯などについては、See, Reed Shuldiner, "Indexing Tax Code," 48 Tax L. Rev. 537 (1993); Charles O. Galvin, "Indexing the Internal Revenue Code," 48 Tax L. Rev. 661 (1993).

<sup>27</sup> See, Staff of Joint Comm. on Tax'n, 97th Cong., 1st Sess., General Explanation of the Economic Recovery Tax Act of 1981, at 38 (Comm. Print 1981).

年実施阻止の積極的に動き出した。「抵抗勢力」に向けて、1984年1月 23 日に、当時のドナルド・リーガン(Donald T. Regan)財務長官(Secretary of Treasury)【第 66 代連邦財務長官/1918-2003】は、ニューヨークタイムズ(New York Times)のオピニオン(Opinion)欄に、次のようなメッセージを寄稿した<sup>28</sup>。

### 物価スライド制へのはしごを外してはならない

ドナルド・T・リーガン(合衆国税務長官)

1984 年 1 月 23 日

所得税の物価スライド制は、1981 年経済再建税法(ERTA)の最も重要な目玉の1つである。今から 11 か月に施行されることになっている。物価スライド条項は、公正で財政責任に資するものである。議会は、物価スライド税制を廃止または改正して、連邦財政赤字を削減につなげようという誤った試みを止めないといけない。一部の議員は、物価スライド税制の施行を好まず、真に赤字の原因である過剰歳出の追跡を止め、引き続きインフレーションからあがる収入に期待し、納税者に負担を押し付けようとしている。

物価スライド税制がないと、私たちは「ブラケットクリープ/隠れた高い税率区分への誘導(bracket creep)」によって、引き続き自動的に立法に基づかない増税に付き合わされることになる。つまり、納税者は、インフレーションにより、想定しないところで、上の税率区分へ誘導され、実質的な所得が増加していないにもかかわらず所得額に応じて納税義務は増加することになる。現在、この国では超過累進税制を採用する。このため、統計上の価格や賃金が 10%増加すれば、納税者の連邦所得税は 17%上昇する。

物価スライド税制は、インフレーションに応じて税率を調整することによりブラケットクリープに対応しようとするものである。これを導入すれば、実質的な所得が増加したときにのみより高い税率が適用されることになる。この制度のもと、すべての税率表(ゼロ税額適用額を含む。)は、消費者物価指数(CPI)の増加を反映されるために毎年 12 月 15 日までに調整される。1,000 ドルの人的控除も、指数の増加を反映されるために調整される。

物価スライド税制実施が近づくにつれて、この政策を改正するまたは廃止しようとかかなり神経質になっている議員も見受けられる。その理由は極めて明瞭

<sup>28</sup> See, Donald T. Regan, "Opinion: Don't Derail Indexing," New York Times (Jan. 23, 1984).

である。物価スライド税制は、ブラケットクリープによって自動的に増税ができなくなることを危惧しているのである。

これら一部の議員が反対するのは、予定通り物価スライド税制が施行されれば、新たな増税には選挙民の判断を仰ぐ必要があり、記録に残る投票なしに自由できる歳出方法を変えることを余儀なくされるからである。【中略】物価スライド税制は、経済にとっても重要であるとともに、「公正 (fair)」という点からも望ましい。世論調査によると、納税者は、税負担の増加に対して強い関心を持っており、加えて、税制の公平に対して疑問を感じていることがわかる。とりわけ、物価スライド税制は、低所得階層に重要である。【略】

### (3) 大胆なインフレ税退治策という「備え」が生活者保護につながる

アメリカは、前回の猛烈なインフレを機に、議会の守旧派/抵抗勢力を押しつけて、タックスインデクセーション/物価スライド税制を導入し、大胆なインフレ税への「備え」をした。このことが、今般の新型コロナウイルス禍やウクライナ戦争を契機とした高インフレでも、インフレ税から生活者を護れる仕組みがうまく機能する結果となっている。

失政でインフレがさらに加速し、政治がそれを放置しても、生活者はほぼ「リアルタイム」でインフレ税から保護されるタックスインデクセーション/物価スライド税制の導入は、「納税者が主役」税制の原点である。

## 8 適正なインフレ指数選択の課題

デックスインデクセーション/物価スライド税制を導入・運営する場合、適正なインフレ指数を算定する方式の選択は重い課題である。アメリカの例を参考に簡潔に検証してみる。

連邦の場合、財政当局、つまり財務省と課税庁である内国歳入庁 (IRS=Internal Revenue Service) は、毎年、納税者が前年分のインフレ率 ( $CPI/CPI-U+C-CPI-U$ ) を翌年分の所得税の計算・申告に反映できるように、あらかじめ決められた調整項目にかかる数値を公表する仕組みになっている。その場合、財政当局は、インフレ指標は、調整項目により異なるが、いずれの場合も、連邦税法に指定する方法によるように求められる。

### (1) 連邦税法に定める「インフレ指数」算定方式とは

連邦税法は、インフレ指数を算定する2種類の方式を法定する。それらをかみ砕いていうと、次のとおりである。

### 【表12】インフレ指数の算定

- ①内国歳入法典(IRC)の定めに従い、調整項目により、1986 暦年の「消費者物価指数(CPI)」を基に、その CPI の改定によるものとする(IRC 1 条 f 項5号)、または、
- ②内国歳入法典(IRC)の定めに従い、調整項目により、2016 年に決定した額をもとに、「前暦年の連鎖式都市部消費者物価指数(C-CPI-U)」のパーセンテージ(ただしある場合)があれば、その分について生活費調整(COLA=cost-of-living adjustment)を行うものとする(IRC 1 条 f 項 3 号 A)。

### (2)「CPI/CPI-U」と「C-CPI-U」の定義

また、連邦税法は、「CPI/CPI-U」および「C-CPI-U」を定義する規定をおいている。それらをかみ砕いていうと、次のようになる。

### 【表13】①「CPI」および②「C-CPI-U」の定義

- ①「CPI(Consumer Price Index)」とは 連邦労働省( Department of Labor) が公表した全都市部消費者物価指数(Consumer Price Index for all-urban consumers)を指す(IRC 1 条 f 項5号)
- ②「C-CPI-U」とは、(連邦労働省・労働統計局が公表した)連鎖式都市部消費者物価指数(Chained Consumer Price Index\_for All Urban Consumers (as published by the Bureau of Labor Statistics of the Department of Labor))を指す(IRC 1 条 f 項 6 号 A)。

### (3)連邦税法上の物価スライド調整の方法

アメリカ連邦所得課税の場合、タックスインデクセーション/税制の物価スライド調整は、議会の承認を待たずに、あらかじめ決められた項目について財政当局が技術的に算定・調整した数値を基に毎年実施される。

タックスインデクセーション/物価スライド税制といっても、さまざまな類型がある。これは、アメリカ諸州の例【表22】を見れば一目瞭然である。後に詳しくふれる。

しかし、調整対象となる一番大事な項目としては、超過累進構造になっている税率表(tax rate tables)/税率区分(tax bracket)の課税所得金額があげられている。言いかえると、生活費調整(COLA)を主なターゲットは税率表/税率区分課税所得金額にあるといえる。加えて、各種人的控除(base)の据置きに起因するインフレ税(bracket creep)退治に関心が払われている。

その理由は、最高税率の適用のある高所得者は別として、生活者は、税率表/税率区分(課税所得金額)にインフレ調整が行われないと、インフレに伴う賃上げで名目的な所得が増加すると高い税率構造に誘導され、インフレ税の負担を強いられ、可処分所得が目減りすることになるからである。

#### (4)消費者物価指数の選択をめぐる課題

アメリカ連邦所得税制では、個人の税率表/税率区分[百分率(%)表記の税率ではなく、課税所得金額]の調整を重視しているが、各種人的控除に加えて、インフレで影響を受ける個別消費税(excise)の調整を含む多様な項目が年次の調整対象となっているのが特徴である<sup>29</sup>。

タックスインデクセーション/物価スライド税制を適正に運用するには、物価の動きを「適正(accuracy)」に測れる方式の選択が必要不可欠である。アメリカの例を参考に簡潔に検証してみる。

#### 【表14】消費者物価指数の2つの測定方式

伝統的・標準的な消費者物価指数(CPI/CPI-U)

連鎖式都市部消費者物価指数(C-CPI-U)

アメリカでは、連邦税制にタックスインデクセーション/物価スライド税制を導入して以降、連邦税法は久しく、指数測定に、1919年以降連邦労働省・労働統計局(BLS=Bureau of Statistics, DOL=Department of Labor)が採用してきた伝統的・標準的(traditional/standard)「消費者物価指数(CPI/CPI-U=consumer price index)」を採用してきた。

その後、1987年に連邦議会は、労働統計局(BLS)に新たな指数を検討するように求めた。議会の求めに応じて、労働統計局(BLS)は、2002年8月の新たな指数として「連鎖式CPI(Chained CPI/C-CPI-U)」を使い出した<sup>30</sup>。連鎖式CPI(Chained CPI/C-CPI)は、正式には「連鎖式都市部消費者物価指数(C-CPI-U=consumer price index for all urban consumers)」と呼ばれる。

<sup>29</sup> 諸州の多様なタックスインデクセーション制度のなかで選択される消費者物価指数測定方式について詳しくは、後記【表22】参照。

<sup>30</sup> See, Robert Cage *et al.*, *Introducing the Chained Consumer Price Index*, 1 (2003).

2013年に、オバマ大統領(当時)が、2014年の予算教書(Budget Message)で、インフレ度を測る方法として「連鎖式 CPI(Chained CPI/C-CPI=U)」を採用する旨を明らかにした<sup>31</sup>。

オバマ政権誕生後、連邦労働省・労働統計局(BLS, DOL)は、連鎖式 CPI(C-CPI-U)を連邦のインフレ対策のコアな物価スライド指数測定方法の1つに採用した。

もっとも、連鎖式 CPI(C-CPI-U)は、実は「完全代替(full substitution)」というトリックを用いて、実際のインフレをなかったように装うことにもつなげられる技法である。物価が上昇しステーキを買えなくなってもハンバーグを買えていれば、国民の生活水準には変化なしとみる連載式 CPI(C-CPI-U)はカラクリ(gimmick)ではないか、との厳しい批判を浴びた。実際、連鎖的 CPI(C-CPI-U)は、伝統的な CPI よりはインフレ率を低めに誘導し、「代替バイアス(substitution bias)」を招くとの分析もある<sup>32</sup>。

どの指数が「適正(accuracy)」かを問うて、批判的に検証することは重要である。そこで、参考までに、連邦労働統計局(BLS)が公表しているデータ(2000年12月～2015年12月)をあげておく。平均インフレ率は、伝統的な CPI-Uによると1.9(1.89)%、一方、連鎖式 CPI(C-CPI-U)で2.2(2.16)%になる。連鎖式 CPI(C-CPI-U)の方が、インフレ率が低めに出てくるのがわかる<sup>33</sup>。

ちなみに、平均化していない12か月間のインフレ率の対比は、次のとおりである<sup>34</sup>。

【表15】 C-CPI-UとCPI-Uとのインフレ率対比

年月	C-CPI-U	CPI-U
2000年12月	2.6	3.4
2001年12月	1.3	1.6
2002年12月	2	2.4
2003年12月	1.7	1.9
2004年12月	3.2	3.3
2005年12月	2.9	3.4
2006年12月	2.3	2.5
2007年12月	3.7	4.1
2008年12月	0.2	0.1
2009年12月	2.5	2.7

<sup>31</sup> See, OMB, Fiscal Year 2014 Budget of the U.S. Government, 46 (2013).

<sup>32</sup> See, Rob McClelland, “Differences Between the Traditional CPI and the Chained CPI,” Congressional Budget Office (April 19, 2013).  
<https://www.cbo.gov/publication/44088>

<sup>33</sup> See, Daniel Hemel, “Indexing, Unchained,” 83 Law & Contemp. Probs. 83 (2020).

<sup>34</sup> <https://www.bls.gov/news.release/cpi.t05.htm>



のインフレ税調整幅縮小のための指数変更は思惑が外れた。1970年～80年代に匹敵するような想定外のパイパーインフレで、上振れの要因につながったといえる。

## II アメリカ連邦個人所得税上のインフレ調整項目

アメリカは、前回の猛烈なインフレを機に、議会守旧派/抵抗勢力を押しつけて、1981年に連邦所得税に生活者向けのタックスインデクセーション/物価スライド税制を導入し、1985年から実施にこぎつけた。大胆なインフレ税への「備え」をしたことが、今般の新型コロナウイルス禍やウクライナ戦争を契機とした高インフレでも、インフレ税からは生活者を護れる仕組みがうまく機能する結果となっている。

失政でインフレがさらに加速し、政治がそれを放置しても、生活者はほぼ「リアルタイム」でインフレ税から保護されるタックスインデクセーション/物価スライド税制導入は、「納税者が主役」税制の原点である。まさに、忘れた頃に突然襲ってくるインフレ税災害から生活者を保護するには、タックスインデクセーション/物価スライド税制のような大胆なインフレ税退治策の「備え」が要る。

それでは、タックスインデクセーション/物価スライド税制では、具体的にどのような項目が調整の対象となるのであろうか。

### 1 連邦税制上のインフレ調整項目とは

アメリカ連邦個人所得税では、わが国と同様に超過累進税率で課税する。しかし、個人単位で課税することを原則とするわが国とは異なり、夫婦合算課税制度を採用する。このため、申告資格 (filing status) に応じて適用される税率表/税率区分 (課税所得金額) が異なるなど、税制は概して複雑である。また、連邦個人所得税制では、数多くの特別な人的控除がある。しかも人的控除は、所得控除方式から税額控除方式 (tax credit) 方式への移行する傾向にある。

加えて、「負の所得税 (negative income tax)」、還付つき税額控除 (refundable tax credit) の理論をベースとした勤労所得税額控除 (EITC = earned income tax credit) など、わが国にはない「働いても貧しい人たち (the working poor) をターゲットとして税制支援の仕組みを採用する<sup>40</sup>。本来社会保障制度を通じてやるべきことを、税制を通じてやるのはいいが、その結果、税制は迷路のように複雑になる<sup>41</sup>。

<sup>40</sup> 詳しくは、石村耕治『アメリカ連邦所得課税法の展開』（財経詳報社、2017年）560頁以下参照。

<sup>41</sup> 還付（給付）つき税額控除では、まともな税務援助が受けられない働いても貧しい納税者が毎年の確定申告で一番の苦渋を強いられることになる。還付（給付）つき税額控除は無償の潤沢な民間の税務援助がないと、働いても貧しい納税者を痛めつける制度である。わが国のような税務支援の民間開放が遅れている国にはなじまない。

タックスインデクセーション/物価スライド税制を生活者向けに限って実施するとしても、当然、調整項目の数はかなりの数にのぼる。また、全員確定申告をする国であることから、毎年のインフレ調整について「速さ」が求められる。

### (1)インフレ税退治装置は自動的に発動される

すでにふれたように、わが国では、インフレ税退治に、アドホック/裁量方式 (ad hoc/voluntary / discretionary method) を採用する。このため、国会その国会を懐柔する財政当局が減税にうんといわない限り、国民・納税者がインフレ税にストップをかけることは至難である。「納税者が主役」税制からは程遠い常態である。そもそもわが国の与野党の議員の大半は、「タックスインデクセーション/物価スライド税制」を知らない。

これに対して、アメリカは、連邦個人所得税にタックスインデクセーション/物価スライド税制を採用する。納税者は、インフレ税退治に、優柔不断の議会や議員の決断を待つ必要がない。インフレ調整は、議会の承認を待たずに、あらかじめ決められた項目について財政当局が技術的に算定・調整した数値を基に毎年機械的に実施する仕組みになっているからである。

連邦の場合、インフレ率を測る期間(基準期間)としては、9月から翌年8月までの12か月が採用されている。

### (2)毎年整然と実施されるインフレ税退治スケジュール

暦年分(1月1日から12月31日まで)の連邦個人所得税については、原則として翌年4月15日が申告期限となる。つまり、2022 暦年分の連邦所得税の納付または還付については、23年4月15日が申告期限になる。これに合わせて、財政当局が機械的に算定し、毎年スケジュールとして各種調整項目についてのインフレ調整額を、レベニュープロシージャで公表する仕組みになっている<sup>42</sup>。

2010 課年から 2022 課税年用のインフレ税退治策を盛ったレベニュープロシージャを一覧にすると、次のとおりである。

---

<sup>42</sup> すでにふれたように、連邦財務省は、現行の内国歳入法典 (IRC) に規定する調整項目についてその年の物価上昇指数をCPI-UまたはC-CPI-Uに基づき8月31日現在で決定し、翌年分への調整額を挿入した税額表や人的控除額、定額控除額などを遅くとも12月15日までに公表することになっている(例えば、IRC1条f項)。したがって、現行の調整項目の範囲内であれば、物価の測定時期に遅れが生じる以外、税務執行上は大きな問題は生じていない。

【表16】インフレ調整のためのレベニュープロシージャー一覧

課税年	レベニュープロシージャー
・2010 課税年用	<a href="#">Rev. Proc. 2009-50</a>
・2011 課税年用	<a href="#">Rev. Proc. 2010-40</a>
・2012 課税年用	<a href="#">Rev. Proc. 2011-52</a>
・2013 課税年用	<a href="#">Rev. Proc. 2012-41</a>
・2014 課税年用	<a href="#">Rev. Proc. 2013-35</a>
・2015 課税年用	<a href="#">Rev. Proc. 2014-61</a>
・2016 課税年用	<a href="#">Rev. Proc. 2015-53</a>
・2017 課税年用	<a href="#">Rev. Proc. 2016-55</a>
・2018 課税年用	Rev. Proc. 2017-58 <sup>43</sup>
・2019 課税年用	Rev. Proc. 2018-57 <sup>44</sup>
・2020 課税年用	Rev. Proc. 2019-44 <sup>45</sup>
・2021 課税年用	<a href="#">Rev. Proc. 2020-45</a>
・2022 課税年用	<a href="#">Rev. Proc. 2021-45</a>

## 2 連邦個人所得税上のインフレ税退治スケジュール表を読む

連邦個人所得税上のインフレ税退治スケジュール表を読んでみよう。2022 年暦年分について、IRSは、2021 年 11 月 10 日に、レベニュープロシージャー2021-45 で公表している。23 年 1 月から始まる申告に間に合わせるためである。62 項目にわたるインフレ調整/物価スライド項目一覧を示すと、次のとおりである<sup>46</sup>。

【表17】連邦個人所得税上のインフレ調整/物価スライド項目一覧(未定訳)

インフレ調整項目	該当条文
1 税率表(Tax Rate Tables)	1条j項2号A～D
2 年少子供の不労所得(Unearned Income of Minor Children) (「子供税(Kiddie Tax)」)	1条g項
3 マキシマムキャピタルゲイン税率(Maximum Capital Gains Rate)	1条h項
4 養子控除額(Adoption Credit)	23条
5 子供税額控除額(Child Tax Credit)	24条
6 勤労所得控除額(Earned Income Credit)	32条

<sup>43</sup> [rp-17-58.pdf \(irs.gov\)](#)

<sup>44</sup> [rp-18-57.pdf \(irs.gov\)](#)

<sup>45</sup> [rp-19-44.pdf \(irs.gov\)](#)

<sup>46</sup> <https://www.irs.gov/pub/irs-drop/rp-21-45.pdf>

7 適格健康プランに適用される還付つき税額控除額 (Refundable Credit for Coverage Under a Qualified Health Plan)	36条のB第f項2号B
8 低所得者用住宅税額控除額算定上資本的支出扱いとなる改修費限度額(Rehabilitation Expenditures Treated as Separate New Building)	42条e項
9 低所得住宅控除額(Low-Income Housing Credit)	42条h項
10 小規模雇用主向け従業者健康保険税額控除での平均年俸支払額(Employee Health Insurance Expense of Small Employers)	45条のR
11 代替ミニマム税の基礎控除額(Exemption Amounts for Alternative Minimum Tax)	55条
12 子ども税の対象となる子どもに対する代替ミニマム税の基礎控除額(Alternative Minimum Tax Exemption for a Child Subject to the “Kiddie Tax”)	59条j項
13 小学校や中学校教師にかかる一定の費用(Certain Expenses of Elementary and Secondary School Teachers)	62条a項2号D
14 輸送用主要パイプライン建設産業のアカウントブルプランのもとで選択的証明ルールに基づく従業者への経費支払額(Transportation Mainline Pipeline Construction Industry Optional Expense Substantiation Rules for Payments to Employees Under Accountable Plans)	62条c項
15 標準(定額)控除額(Standard Deduction)	63条
16 カフェテリアプラン(Cafeteria Plans)	125条
17 適格通勤費給付額(Qualified Transportation Fringe Benefit)	132条f項
18 高等教育授業料や納付金に使われる合衆国国債から得た所得(Income from United States Savings Bonds for Taxpayers Who Pay Qualified Higher Education Expenses)	135条
19 養子支援プログラム(Adoption Assistance Programs)	137条
20 私的活動債の免税上限額(Private Activity Bonds Volume Cap)	146条d項
21 農業債を原資とした融資額の制限額(Loan Limits on Agricultural Bonds)	147条c項2号
22 一般的なサヤ取り収益払戻ルール(General Arbitrage Rebate Rule)	148条f項

23 利率保証契約(GIC)等にかかるブローカー手数料セーフハーバー・ルール ( Safe Harbor Rules for Broker Commissions on Guaranteed Investment Contracts or Investments Purchased for a Yield Restricted Defeasance Escrow)	148条
24 適格親族の総所得制限額(Gross Income Limitation for a Qualifying Relative)	152条d項1号B
25 一定の減価償却資産にかかる費用化の特例(Election to Expense Certain Depreciable Assets)	179条
26 省エネ事業用建築物控除(Energy Efficient Commercial Buildings Deduction)	179条のD
27 適格事業所得額(Qualified Business Income)	199条のA
28 適格長期介護料(Eligible Long-Term Care Premiums)	213条d項10号
29 医療費貯蓄口座(Medical Savings Accounts)	220条
30 教育ローンの利子(Interest on Education Loan)	221条
31 現金主義会計の利用制限額(Limitation on Use of Cash Method of Accounting)	448条
32 過大事業損失のしきい値(Threshold for Excess Business Loss)	461条I項
33 農業団体または園芸団体の会費取扱額(Treatment of Dues Paid to Agricultural or Horticultural Organizations)	512条d項
34 慈善募金キャンペーンに応じて支出した寄附から実質的な利益を受けないための制限額(Insubstantial Benefit Limitations for Contributions Associated With Charitable Fund-Raising Campaigns)	513条h項
35 税額控除および所得控除の特例(Special Rules for Credits and Deductions)	642条
36 生命保険会社以外の保険会社に対する課税(Tax on Insurance Companies Other than Life Insurance Companies)	831条
37 租税回避のための出国(Expatriation to Avoid Tax)	877条
38 出国にかかる納税義務(Tax Responsibilities of Expatriation)	877条のA
39 外国勤労所得への課税除外額(Foreign Earned Income Exclusion)	911条
40 譲渡または交換にかかる債務証券Debt Instruments	1274条のA

Arising Out of Sales or Exchanges	
41 遺産税にかかる統一税額控除額(Unified Credit Against Estate Tax)	2010条
42 故人の総遺産における適格不動産価額(Valuation of Qualified Real Property in Decedent's Gross Estate)	2032条のA
43 贈与における年間の非課税額(Annual Exclusion for Gifts)	2503条、2523条
44 アロー・シャフト【趣味用のアーチェリーや斧】に対する個別消費課税(Tax on Arrow Shafts)	4161条
45 航空運輸乗客への個別消費税(Passenger Air Transportation Excise Tax)	4261条
46 一定の免税団体に対する控除対象とならない政治工作費の報告義務の免除(Reporting Exception for Certain Exempt Organizations with Nondeductible Lobbying Expenditures)	6033条e項31号
47 外国人から受けた多額贈与の報告(Notice of Large Gifts Received from Foreign Persons)	6039条のF
48 連邦租税先取特権の設定ができない者(Persons Against Whom a Federal Tax Lien Is Not Valid)	6323条
49 差押え禁止財産(Property Exempt from Levy)	6334条a項
50 賃金、給与等の非課税額(Exempt Amount of Wages, Salary, or Other Income)	6334条d項
51 一定額の遺産税分割納付のかかる利子(Interest on a Certain Portion of the Estate Tax Payable in Installments)	6601条j項
52 納税申告書の不提出(Failure to File Tax Return)	6651条
53 情報申告書、登録書類等も不提出(Failure to File Certain Information Returns, Registration Statements, etc.)	6652条
54 他の者に対する納税申告書の作成者に対するその他の制裁(Other Assessable Penalties With Respect to the Preparation of Tax Returns for Other Persons)	6695条
55 パートナーシップ申告書の不提出(Failure to File Partnership Return)	6698条
56 S法人申告書の不提出(Failure to File S Corporation Return)	6699条
57 修正情報申告書の不提出(Failure to File Correct Information Returns)	6721条

58 修正受領者調書の未提出 (Failure to Furnish Correct Payee Statements)	6722条
59 一定の滞納の場合に旅券の拒否または失効 (Revocation or Denial of Passport in Case of Certain Tax Delinquencies)	7345条
60 弁護士費用裁定額 (Attorney Fee Awards)	7430条
61 適格長期介護契約または一定の生命保険契約のもとで受領した定期金 (Periodic Payments Received Under Qualified Long-Term Care Insurance Contracts or Under Certain Life Insurance Contracts)	7702条のB第d項
62 適格小規模雇用主医療費払戻口座 (Qualified Small Employer Health Reimbursement Arrangement)	9831条

以上のように、連邦個人所得税上のインフレ税退治スケジュール表を見ると、生活者あるいは生活費に関連する項目に傾斜する形で<sup>47</sup>、インフレ税退治策としてのタックスインデクセーション/物価スライド税制が極めて広範に実施されていることがわかる<sup>48</sup>。

### 3 インフレ税退治スケジュール表に盛られた調整実例分析

2021年11月10日に公表されたレベニュープロシージャー2021-45では、連邦税上の62のインフレ調整項目【表17】を掲げている。しかし、連邦税制に関するある程度の知見がないとわかりにくい。

そこで、以下においては、読者の理解を後押しすることにしたい。いくつかの調整項目を取り上げて毎年どう調整されるのかをひもといて見る。課税の仕組みは複雑であり、分かりやすくまとめるには原則にこだわり、例外を避けてファジーな表記にならざるを得ないことを断っておく。なお、税法学の視座から検証が可能なように、できるだ

<sup>47</sup> 連邦個人所得税上の所得控除は人的控除と物的控除という分け方もできる。物的控除の1つに雑損控除 (casualty losses deduction) がある (IRC165条h項1項・2項)。連邦税法 (IRC) 上の雑損控除の適用要件は、①基礎控除額 (100ドル) を超え、かつ②調整総所得 (AGI) の10%を超える額に限り控除が認められる。しかし、IRCは、前者①については物価スライド/インフレ調整を認めていない。なお、後者②については、そもそも百分率 (%) 表記であり、物価スライド/インフレ調整の対象とならない。このように、計活者向けタックスインデクセーションの対象項目の範囲については、議論のあるところである。See, Reed Shuldiner, “Indexing Tax Code,” 48 Tax L. Rev. 537, at 543 et seq. (1993).

<sup>48</sup> See, Note, “Inflation Adjustment of the Income Tax Brackets, General Rules-Tax Rate Schedules Used to Determine Individuals’ Tax,” Fed. Tax Coordinator (June 2022).

け準拠法令をあげておく。

(1) 総合課税の場合の連邦の税率表/課税所得金額

内国歳入法典（IRC）1条に規定する総合課税の場合の税率表（Tax Rates Tables）の課税所得金額は、毎年インフレ調整される。2022 課税年については、以下の【表】のとおりである。

＜解説＞

アメリカ連邦所得税は、超過累進構造は、2018 年から 2026 年の特例（IRC1条j項）で、10%から 37%の 7 段階になっている。

連邦税法（IRC）は、インフレが認識される場合、毎年、税率表/税率区分〔百分率（%）表記の税率ではなく、課税所得金額〕を調整するように求める。

税率表内の課税所得金額に物価上昇率がどのように反映されるのであろうか。以下に、2課税年分の課税所得金額を比べてみる。

① 2021 課税年の連邦個人所得税税率表

まず、2021 課税年の数値をあげておくと、次のとおりである。

【表 18-A】 2021 年連邦個人所得税税率表（2022 年4月15日申告期限/単位:ドル）

	課税所得金額	課税所得金額	課税所得金額
税率	a) 単身者/b) 夫婦個別申告	夫婦合算申告/寡婦(夫) *	世帯主
10%	0-9,550	0-19,900	0-14,200
12%	9,551-40,525	19,901-81,050	14,201-54,200
22%	40,526-86,375	81,051-172,750	54,201-86,350
24%	86,376-164,925	172,751-329,850	86,351-164,900
32%	164,926-209,425	329,851-418,850	164,901-209,400
35%	a) 209,426-523,600	418,851-628,300	209,401-
	b) 209,426-314,150		523,600
37%	a) 533,601-	628,301-	523,601-
	b) 314,151-		

## ②2022 課税年の連邦個人所得税税率表

次に、2022 年 1 月 1 日からはじまる課税年で適用される税率表内の課税所得金額をあげる。2021 年 11 月 10 日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45 によると、物価上昇率が反映・調整され、かなり細かな数字になるが、次のおとりである。

【表18-B】2022年連邦個人所得税税率表(2023年4月15日申告期限/単位:ドル)

税率	課税所得金額	課税所得金額	課税所得金額
	a)単身者/b)夫婦個別申告	夫婦合算申告/寡婦(夫)*	世帯主
10%	0-10,275	0-20,550	0-14,650
12%	10,276-41,775	20,551-83,550	14,650-55,900
22%	41,776-89,075	83,551-178,550	55,901-89,050
24%	89,076-170,050	178,550-340,100	89,051-170,050
32%	170,051-215,950	340,101-431,900	170,050-215,950
35%	a)215,951-539,900	340,901-647,850	215,950-539,900
	b)215,951-323,925		
37%	a)539,901-	647,851-	539,901-
	b)323,926-		

\*税率は 2018 年から 2026 年の特例(IRC1条j項)

\*実際には、キャピタルゲイン税に加え、3.8%のオバマメディカル税(3.8% Obama Medical levy)が課される。すなわち、税率が 10%の場合は、13.8%となる。

\*適格寡婦(夫)は、夫婦合算申告の税率表を適用できる。

【参照条文】IRC 1 条 a 項・1 条 b 項・1 条 c 項・1 条 d 項・1 条 j 項、3 条

## (2) 子供税/年少子供の不労所得課税

内国歳入法典(IRC) 1 条 g 項に規定する子供税/年少子供の不労所得課税(Kiddie Tax/Unearned Income of Minor Children)が課税除外となる所得金額は、2022 課税年については、1,150 ドル以下とする。

### 《解説》

「子供税(kiddie tax)」とは通称である。正式には「年少子供の不労所得(Unearned Income of Minor Children)への課税」措置である。適格子ども(qualified child)の不労所得(earned income)に課される<sup>49</sup>。1986 年に創設された(IRC 1 条 g 項)。

適格子どもが稼得した利子・配当・キャピタルゲインの不労所得が子ども税の対象

<sup>49</sup> IRS Topic No. 553 Tax on a Child's Investment and Other Unearned Income (Kiddie Tax) (As of 19-May-2022).

である。ただし、当該子どもが稼得した給与や賃金は対象外である。両親が子ども名義の投資口座などを使って節税をはかるとを防止するための課税措置である。すなわち、両親が、子どもに株その他の投資資産を贈与し子どもがその果実を得た場合、両親の所得に適用される高い税率ではなく子どもの所得に適用される低税率で課税されることになる。こうした抜け穴を封じるために、子どもの不労所得に対して高い税率で課税するのが、子ども税である。

18歳以下の扶養家族である子どもまたは18歳以上24未満であり、自ら生活費の半分以上を提供できないフルタイムの学生である子どもに適用される。一定額を超える子どもの不労所得には、両親の税率で課税される

両親は、子どもの不労所得を含めて確定申告ができる(ただし、2021課税年では、当該所得が1,100ドルから11,000ドル以内であり、かつ利子・配当・キャピタルゲインに限定される。)。子どもの不労所得11,000ドルを超えた場合には、当該子どもが確定申告をしなければならない。この場合、最初の1,100ドルまでは非課税である。次の1,100ドルまでは子供税率で課税される。2,201ドルからは両親の税率で課税される。2021課税年分について表にすると、次のとおりである。

**【表19-A】2021課税年の子ども税 (単位:ドル)**

子どもの不労所得	税率
0-1,100	0%
1,101-2,300	子どもの適用税率
2,301-	両親の適用税率

これが、2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45によると、2022年1月1日からはじまる課税年からは、金額はインフレ調整され、1,150ドルから11,500ドルになる。2022課税年分について表にすると、次のとおりである。

**【表19-A】2022課税年の子ども税 (単位:ドル)**

子どもの不労所得	税率
0-1,150	0%
1,151-2,200	子どもの適用税率
2,201-	両親の適用税率

### (3) 連邦個人キャピタルゲイン税率表/課税所得金額

内国歳入法典（IRC）1条h項に規定する個人キャピタルゲイン税率表にある課税所得金額は、2022 課税年について、次のようにインフレ調整する。0%が適用になる課税所得金額は、夫婦合算申告/寡婦（夫）の場合は、83,350 ドル以下、単身者/b)夫婦個別申告の場合は 41,675 ドル以下、世帯主申告の場合は 55,800 ドル以下とする。（以下省略）

#### 《解説》

アメリカ連邦個人所得税制では、キャピタルゲイン（資本利得/譲渡所得）は、次のように算定される。

キャピタルゲイン（資本利得/譲渡所得）＝純売却額（売却額＋売却費用）－税務基準額/tax basis<sup>50</sup>（取得費＊＋譲渡費用）

- \* 取得費＝購入価額（－減価償却費/depreciation＋改良費/improvements）＋購入にかかった諸費用
- ・ 資本資産の処分の結果、プラスが出れば「キャピタルゲイン」、マイナスになれば「キャピタルロス」

また、キャピタルゲインは、その保有期間により、短期と長期に分けて、次のような課税取扱いがされている<sup>51</sup>。

<sup>50</sup> 「tax basis」とは、キャピタルゲイン額を決定する際に、売却その他処分額から控除できる額（cost）を指し、「税務基準額」、「取得費」、「購入価額」などと邦訳される。

<sup>51</sup> 「キャピタルゲイン」とは、納税者が所有する「資産の売却その他処分（sale or other disposition of property）」、すなわち資産の売却はもちろんのこと、交換、被災等に伴う非自発的な買換えなどを含む「処分」で実現され、かつ、認識された利得（ゲイン）を指す。原則として実現した時点で総所得金額に含まれ、課税される（IRC 1001 条 c 項）。連邦税法は、資産の取引から認識される損益を「資本損益（capital gains and losses）」と「通常損益（ordinary gains and losses）」に分けて課税取扱いをする。「資本損益」とは、資本資産（capital assets）を処分した場合に認識されることになる特別な損益を指す（IRC 1222 条）。これに対して、「通常損益」とは、資本損益以外のあらゆる取引を指す（IRC 64 条および 65 条）。しかし、連邦税法（IRC）は、「資本的資産」とは何かについて、積極的・直接的に定義していない。しかし、一般的には、不動産や個人口座の保有する株式・公社債、美術品、古い通貨をはじめとした収集品（collectibles）など投資目的で保有する資産（investment property）や、住宅や家財など個人的な利用目的で保有する資産（personal-use property）などを指す。ただし、棚卸資産、事業用の固定資産、著作権者保有の権利、事業上の受取債権などは、資本資産から除外される。また、収集品など特定の長期資本利得（長期キャピタルゲイン）には特別の税率が適用になる。こ

ちなみに、アメリカでは議会共和党や富裕層への課税強化を嫌うウイングは、インフレ税退治策としてしきりにキャピタルゲインをインフレ調整/物価スライドの対象項目に加えるように求めている。ここでいうインフレ調整/物価スライドとは、資本資産 (capital asset) の「税務基準額 (tax basis)」への物価調整を意味する。つまり、資本資産の購入時の価額をインフレ調整し、名目的なキャピタルゲイン (nominal capital gains) ではなく、現実的なキャピタルゲイン (real capital gains) を基準に課税するように求める主張である<sup>52</sup>。

その理由は、投資資産を保有し、処分した場合に得られるゲインは、実はインフレによる部分が多いことから、キャピタルゲイン税の計算にあたっては、取得費 (tax basis) をインフレ調整したうえで課税しないと「隠れたインフレ税」を認めるに等しく不公平な課税にあたるということである。「インフレ中立税制」の確立には、生活費調整 (COLA) のみならず、キャピタルゲインの取得費や、減価償却の計算におけるインフレ調整なども不可欠であると主張する。

#### 【表20】連邦個人所得税上のキャピタルゲインの課税取扱い

<b>短期キャピタルゲイン</b>
保有期間が1年未満 総合課税 (10%～最高税率37%)
<b>長期キャピタルゲイン</b>
保有期間が1年以上 分離課税 (0%、12%、最高税率 20%) <sup>53</sup>
【例: 2021年2月1日に資産を取得したとする。この場合、保有期間は、2021年2月2日に始まる。そして、2022年2月1日に保有期間が1年となり、個人所得課税上長期キャピタルゲインとして取り扱われる。】

これらの資本資産を処分したときに発生する資本損益は短期 (保有期間が1年未満) か、長期 (1年以上) かの基準で分けられる (IRC 1222 条)。長期資本損益 (long-term capital gain and loss) については、通常損益から分離した形で、優遇税率で課税される。すなわち、保有期間の起算は、納税者による資産の取得日の翌日から起算し、処分日までの日数で計算する。1年ジャスト (以内) の場合は、短期となる (IRC 1222 条・1223 条、財務省規則§1.1223-1)。

<sup>52</sup> See, e.g., Stephen J. Entin, “Getting ‘Real’ with Capital Gains Taxes by Adjusting for Inflation,” Fiscal Fact No. 577 (Tax Foundation, May, 2018).

<sup>53</sup> オバマケア法 (Patient Protection And Affordable Care Act) のもとで、高所得者【調整総所得金額が20万ドルを超える単身者または25万ドルを超える夫婦合算申告者など】の不労所得に対して3.8%のオバマメディカル税 (3.8% Obama Medicare tax) が課された。このため、高所得者が得たキャピタルゲインなどの投資所得には、連邦個人所得税に3.8%が追加して課税される。See, e.g., IRS, Basics of the Net Investment Income Tax (NIIT) <https://www.irs.gov/newsroom/questions-and-answers-on-the-net-investment-income-tax>

長期キャピタルゲインは、申告資格および課税所得金額に応じて、インフレ調整された課税所得金額をもとに、3段階の税率で(0%、12%、20%)分離課税される。

**①2021 課税年のキャピタルゲイン税率表での課税所得金額**

まず、2021 課税年における連邦個人キャピタルゲイン税率表内の課税所得金額の数値をあげておくと、次のとおりである。

**【表21-A】 2021 年連邦個人キャピタルゲイン税率表での課税所得金額**

(2022年4月15日申告期限/単位:ドル)

	課税所得金額	課税所得金額	課税所得金額
税率	a)単身者/b)夫婦個別申告	夫婦合算申告/寡婦(夫)*	世帯主
0%	0-40,400	0-80,800	0-54,100
15%	a)40,401-445,850 b)40,401-250,850	80,801-501,600	54,101-473,750
20%	a)445,851- b)250,851-	501,601-	473,751-

**②2022 課税年のキャピタルゲイン税率表での課税所得金額**

2022課税年における連邦個人キャピタルゲイン税率表内のインフレ調整された課税所得金額の数値は、2021年11月10日に発出されたレベニュープロシージャー2021-45によると、次のとおりである。

**【表21-B】 2022 年連邦個人キャピタルゲイン税率表での課税所得金額**

(2023年4月15日申告期限/単位:ドル)

	課税所得金額	課税所得金額	課税所得金額
税率	a)単身者/b)夫婦個別申告	夫婦合算申告/寡婦(夫)*	世帯主
0%	0-41,675	0-83,350	0-55,800
15%	a)41,676-459,750 b)41,676-258,600	83,351-517,200	55,801-488,500
20%	a)459,751- b)258,601-	517,201-	488,501-

\*税率は 2018 年から 2026 年の特例(IRC1条j項)

\*適格寡婦(夫)は、夫婦合算申告の税率表を適用できる。

【参照条文】 IRC 1 条 h 項・3条

### III アメリカ諸州の所得税上のインフレ調整項目

すでにふれたように、アメリカでは、当初、連邦よりも、所得税制を導入する州においてタックスインデクセーション/自動物価調整税制導入が先行した。1987年にアリゾナ、カリフォルニア、コロラド州が、そして1979年にアイオア、ミネソタ、ウイスコンシン州が、タックスインデクセーション/物価スライド税制を導入した。

#### 1 諸州の所得税上のインデクセーションの概要

州の自治権の強いアメリカでは、連邦は、連邦憲法とぶつかる場合などを除き、州の税財政政策、タックスミックスに介入できない。州が所得税制を導入するか、導入するにしても、どのように税制をデザインするかは、原則として自由である。それぞれの州は、州民に魅力的な税制を提示し、競争するように求められる。一種の競争原理が支配していることから、諸州の税制や執行組織はまちまちである。この点についてはすでにふれたところである【表3】。

とりわけ、州の税財政政策に一種の競争原理が持ち込まれているアメリカでは、州議会が増税を嫌う州民感情に配慮して所得税制を導入していない州もある。また、導入していても、単一税率の州もあれば、累進税率を採用する州もある。加えて人的控除の仕組みも州により異なる。タックスインデクセーション/物価スライド税制を導入していても、当然、州により細目は異なる。読者の便宜のために諸州における個人所得税上の制度をアバウトに一覧にしてみると、次のとおりである。

【表22】アメリカ諸州の個人所得税インデクセーションの主な特徴（未定稿）

州	調整方式	期間	調整項目			端数調整
			税率表	標準控除	人的控除	
アラバマ	調整なし	—	—	—	—	—
アラスカ	所得税なし					
アリゾナ	連鎖式 CPI	年次	○	○	○	1ドル単位
アーカンソー	伝統的 CPI	年次	○	×	×	100ドル単位
カリフォルニア	州独自 CPI	年次	○	○	○	1ドル単位
コロラド	単一税率	年次	—	連邦準拠	×	—
コネチカット	—	—	—	—	—	—
デラウエア	—	—	—	—	—	—
フロリダ	所得税なし					
ジョージア	—	—	—	—	—	—
ハワイ	—	—	—	—	—	—

アイダホ	伝統的 CPI	累積	○	連邦準拠	×	1ドル単位
イリノイ	単一税率	—	—	×	○	
インディアナ	単一税率	—	—	×	—	
アイオワ	GDP Deflator	累積	○	○	×	0.1ドル単位
カンザス	—	—	—	—	—	—
ケンタッキー	単一税率	—	—	○	×	—
ルイジアナ	—	—	—	×	—	—
メイン	連鎖式 CPI	年次	○	連邦準拠	×	1ドル単位
メリーランド	—	—	—	○	—	—
マサチューセッツ	単一税率	—	—	×	—	—
ミシガン	単一税率	—	—	連邦準拠	○	—
ミネソタ	伝統的 CPI	累積	○	連邦準拠	○	10ドル単位
ミシシッピ	—	—	—	—	—	—
ミズリー	伝統的 CPI	累積	○	連邦準拠	○	1ドル単位
モンタナ	伝統的 CPI	累積	○	○	○	100ドル単位
ネブラスカ	伝統的 CPI	累積	○	○	○	10ドル単位
ネバダ	所得税なし					
ニューハンプシャー	単一税率	—	—	—	—	—
ニュージャージー	—	—	—	—	—	—
ノースカロライナ	単一税率	—	—	—	—	—
ノースダコタ	連鎖式 CPI	年次	○	連邦準拠	○	50ドル単位
オハイオ	GDP Deflator	年次	○	○	○	50ドル単位
オクラホマ	—	—	—	—	—	—
オレゴン	伝統的 CPI	累積	○	○	○	50ドル単位
ペンシルバニア	単一税率	—	—	—	—	—
ロードアイランド	伝統的 CPI	累積	○	○	○	50ドル単位
サウスカロライナ	連鎖式 CPI	累積	○	連邦準拠	○	10ドル単位
サウスダコタ	所得税なし					
テネシー	単一税率	—	—	—	—	—
テキサス	所得税なし					
ユタ	単一税率	—	—	連邦準拠	×	—
バーモント	伝統的 CPI	累積	○	○	○	50ドル単位
バージニア	—	—	—	—	—	—
ワシントン	所得税なし					
ウエストバージニア	—	—	—	×	—	—

ウイソコンシン	伝統的 CPI	累積	○	○	—	10ドル単位
ワイオミング	所得税なし					
ワシントン D.C.	—	—	—	○	×	

【注記】 ○は調整あり。×は調整なし。—は不明確。連鎖式 CPI=C-CPI-U

【参考資料】 Jared Walczak, “Inflation Adjusting State Tax Codes: A Primer,” FISCAL FACT No. 673 (Oct. 2019, Tax Foundation); David R. Henderson, “Index Sate Tax Brackets Now,” Hoover Institute Journal (May 19, 2022).

## 2 州所得税上のインデクセーションの個別的点検

個人所得税を導入している州は多い。しかし、単一税率を採用する州もあれば、超過累進税率を採用する州もある。単一税率を採用する州では、一般にタックスインデクセーション/物価スライド税制を採用していないところが多い。タックスインデクセーション/物価スライド税制を採用していても、調整方式は、伝統的 CPI、連鎖式 CPI(C-CPI-U)、GDP デフレーターと、州により異なる。調整期間や対象とする調整項目(税率表、標準控除、人的控除など)も州により異なる。

【表22】の諸州のタックスインデクセーション/物価スライド税制一覧をもとに、以下に、いくつかの州の仕組みをもう少し詳しく分析・紹介する。

### (1)アリゾナ州の物価スライド税制の特質

アリゾナ(Arizona)州は、個人所得税(individual income tax)を導入している。税務執行は州歳入省(Arizona Department of Revenue)が行っている。

アリゾナ州の個人所得税は、超過累進税率で課税される。2022 課税年では、税率は、所得額に応じ 2.59%~4.5%である。標準控除(standard deduction)は、2021課税年において、単身者および夫婦個別申告の場合は 12,550 ドル、夫婦合算申告の場合は 25,100 ドル、世帯主の場合は 18,800 ドルである。アリゾナ州の場合、連邦所得税で標準控除を選択していても、州所得税では、医療費控除や公益寄附金控除などの項目別控除(itemized deductions)ができる。また、人的控除(personal exemptions)を採用する。

アリゾナ州は、早くから州個人所得税にタックスインデクセーション/物価スライド税制を導入した州の1つである。

アリゾナ州は、個人所得税に物価スライドを採用する州のなかで、メイン州、ノースダコタ、サウスカロライナ州とともに、インフレ度を測る方法として連鎖式 CPI(C-CPI-U)を採用する州である。

アリゾナ現行制定法集(Arizona Revised Statutes(A.R.S))タイトル43(Title 43)所得課税(Taxation of Income) 1011 条[課税および税率] では、州個人所得税上の税率表のタックスインデクセーション/物価スライド調整を、州歳入省に義務付け、次

のように規定する。

**【アリゾナ現行制定法集 (A.R.S) タイトル 43、1011 条 D 項】**

2019 年 12 月 31 日以降にはじまる課税年について、州歳入省は、連邦労働省・労働統計局が公表した州都部フェニックスの消費者物価指数の年間平均変化に従い、本条 A 項 6 号に規定する各税率区分の所得金額を調整するものとする。現行の金額は、1ドル未満を四捨五入した数値まで引き上げるものとする (The revised dollar amounts shall be raised to the nearest whole dollar)。各税率区分の所得金額は、前課税年に定められた額以下には改正しないものとする。

**【表23】2021年アリゾナ州個人所得稅税率表 (2022年申告/単位:ドル)**

税率	課税所得金額	課税所得金額
	a)単身者/b)夫婦個別申告	夫婦合算申告/世帯主
2.59%	0-27,808	0-55,615
3.34%	20,809-55,615	55,616-111,229
4.17%	55,616-166,843	111,230-333,684
4.5%	166,844-250,000	333,685-500,000
5.5%	* 250,001-	* 500,000-

\* 250,00/500,000ドルを超える所得がある納税者には、3.5%の付加課税あり

また、この物価スライド調整および1ドル未満の金額の四捨五入方法 (rounding conventions) は、標準控除 (standard deduction) (A.R.S. 43-1041 条) に対しても適用される。この場合には、連邦の標準控除に準拠して調整される。

ちなみに、アリゾナ現行制定法集(A.R.S)タイトル 43、1041 条 H 項は、次のように調整する旨規定する。

**【アリゾナ現行制定法集(A.R.S)タイトル 43、1041 条 H 項】**

2019 年 12 月 31 日以降にはじまる課税年について、州歳入省は、内国歳入法典 (IRC) 60 条にしたがって調整された連邦の基本的な標準控除と同様の方法に従い、本条 A 項 1 号、2 号および 3 号に規定する金額を調整するものとする。

**(2)アーカンソー州の物価スライド税制の特質**

アーカンソー (Arkansas) 州は、個人所得稅 (individual income tax) を導入している。稅務執行は州歳入行政省 (Arkansas Department of Finance and Administration) が行っている。

アーカンソー州の個人所得稅は、超過累進税率で課税される。2022 課税年では、稅

率は、所得額に応じ 2.00%～5.50%である。アーカンソー州の場合、標準控除や人的控除の制度はない。ただし、納税者は連邦所得税の申告を通じて標準控除や人的控除の適用は可能である。

アーカンソー州は、個人所得税にタックスインデクセーション/物価スライド税制を導入している。ただし、同州は、サウスカロライナ州とともに、各年のインフレ率調整を 3%以内に限定して実施する。アーカンソー州で 3%の上限超えたのは、ここ 20 年間で 5 回(2000 年、2005 年、2006 年、2008 年、および 2011 年)ある。とりわけ 2008 年には 3.8%を超えた。

同州は、インフレ度を測る方式としては C-CPI を採用する。9 月から翌年の 8 月までの 12 か月間のインフレ率が、前 12 か月間比で判定される。また、金額は 100ドル単位で四捨五入される。

アーカンソー注解法典(Arkansas Code Annotated )タイトル 26 チャプター51 第 201条(26-51-201)第 d 項【個人、信託、遺産 (Individuals, trusts, and estates)】では、次のように規定する。

**D 項1号** 州財務行政長官 (Secretary of the Department of Finance and Administration) は、各課税年に関する本条 a 項に規定する税率表に替えて適用する税率表を毎年発出するものとする。長官は、100ドル単位で四捨五入したうえで、各税率区分の最少額と最大額を増加するものとする。これにより、長官は、各暦年において生活費調整 (COLA)された税率表および調整されたどの税率区分にも適用される税率を変更することなしに、課税する。

**D 項2号** 本条 D 項1号にいう暦年における生活費調整 (COLA)とは、現暦年の消費者物価指数 (CPI)が前暦年の CPI を超えたパーセント率 (%)、ただし3%を超えない難易、を指す。各暦年の CPI とは、当該暦年の8月31日に終了する12か月間現在に消費者物価指数 (Consumer Price Index)の平均値を指す。消費者物価指数 (Consumer Price Index)とは、連邦労働省が公表する全都市部消費者物価指数 (Consumer Price Index for all-urban consumers)を指す。

**D 項3号** 長官は、毎年調整された新たな税率表を、カンザス注解法典 (A.C.A)タイトル 26 チャプター51第 907 条に基づき州所得税の源泉徴収税額表を作成するために利用する。

アーカンソー州個人所得税に2022年1月1日以降の税率区分は次のとおりである。

**【表24】2022年アーカンソー個人所得税率表**

(2023課税年/単位:ドル)

税率	課税所得金額
0%	0-4999
2%	5,000-9,999
3%	10,000-14,299
3.4%	14,300-23,599
5%	23,600-39,699
5.5%	39,700-84,500

### (3)カリフォルニア州の物価スライド税制の特質

カリフォルニア(California)州(加州)は、個人所得税(individual income tax)を導入している。州個人所得税(personal income tax)の税務執行は、州法人税(corporation tax)の税務執行とともに、フランチャイズタックスボード(FTB=Franchise Tax Board/カリフォルニア州租税委員会)が執行を担当する。

加州歳入・租税法典(California Revenue and Taxation Code/Cal. Rev. & Tax. Code) 17041 条h項[§ 17041(h)]は、個人所得税に関するタックスインデクセーション/物価スライドについて、次のように規定する。

**第 h 項** 1988年1月1日以後にはじまる各課税年に対して、フランチャイズタックスボード(FTB)は、a 項から c 項に規定する所得税額区分を再計算するものとする。

**第1号** カルフォルニア労使関係省(California Department of Industrial Relations)は、毎年、現暦年の8月1日までに、前暦年の6月から当該現行暦年の6月までのすべての項目に多ウするカリフォルニア消費者物価指数(California Consumer Price Index)変更パーセンテージ割合をフランチャイズタックスボード(FTB)に通知するものとする。

**第2号** フランチャイズタックスボード(FTB)は、次の次のことを行う。

**A** 第1号に基づき提供された**パーセント変更率**の100%を加え、かつ、その数値を100で割ることでインフレ調整ファクターを計算すること。

**B** Aに基づき決定されたインフレ調整ファクターにより前課税年の所得税額区分を乗じて得た額を1ドル単位で四捨五入すること。

同様に、標準控除(standard deduction)[Cal. Rev. & Tax. Code § 17053.5(d)]や人的控除(personal deduction)[Cal. Rev. & Tax. Code § 17054(i)]もタックスインデクセーション/物価スライドの対象となる。

## IV わが国での物価調整減税論議

物価調整減税/物価スライド減税とは、消費者物価の上昇により、所得税などの負担は、実質所得が増えなくとも累進税率や課税最低限(各種人的控除)を通じて増加するが、所得税の自然増収のうち実質上の負担増は減税すべきであるという考え方、あるいはそうした考え方に基づいて行う減税を指す。1962年の税制調査会答申は、「所得税の本来の負担は、実質所得に対する負担を中心に考えるべきである。」という考え方を示した。そのときは、自然増収の一定割合という方式をとった。しかし、その後は課税最低限引上方式と税率表改訂方式をとった。

### 1 物価スライド税制と租税法律主義の展開

憲法上、納税義務の変更は法律の手続によることを求める。憲法84条は、「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と定めているからである。すなわち、租税法律主義の形式主義的な要請として、いかなる増税や減税も国会の議決を経て行われることを原則としている。アメリカなどでは、「代表なければ課税なし(No Taxation Without Representation)」という。このことから、物価上昇により納税義務を増加し～現行の租税が変更され～当該納税者の実質所得が減少する場合、それが国会の議決を経ずに行われることになる」とすると、租税法律主義の形式主義的な要請にふれることになる。

加えて、憲法84条は、国会の議決によればいかなる課税もできるというわけではなく、実質的に納税者の憲法上の諸権利を保障する形で課税しなければならないという趣旨を含んでいる。物価上昇は、たんに生活保護世帯、低所得世帯や年金生活者など、所得の伸び率の低い人たち(経済的弱者)の実質所得の低下の原因になるだけではない。こうした物価上昇を埋め合わせるのに十分な所得の伸びの期待できる者にとっても、実質的には納税義務が所得の伸び率以上に増加することから、実質所得は低下することになるのは明らかである。

憲法25条1項は、「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と規定する。物価上昇による実質所得の減少および納税義務の増大は、納税者の生存権に対する大きな障害になる。このことから、物価上昇により国会の議決を経ないで行われる「隠れたインフレ増税(hidden inflation tax increases, tax creep)」は、租税法律主義の実質的要請にもぶつかることになる。

さらに、憲法29条1項は、「財産権はこれを侵してはならない。」と規定し、国民の財産権の侵害に対して制約を課している。このことから、租税という「貨幣形態による公権力の行使」による納税者の財貨の収奪は、形式的には、「法律又は法律の定め

る条件によることを必要」とし、実質的には納税者の生存権の保障およびその他憲法上の諸要請を充足する形で行われる場合に限り許されるわけである。

加えて、憲法25条2項は、「国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。」と規定している。このような憲法上の要請からして、インフレ増税を放置し納税者の実質所得を減少させ、かつ、生活水準の引下げにつながるような政策は、究極的には憲法99条の憲法遵守擁護義務に反する結果になりかねない。

以上のように、租税法律主義の要請に基づくと、所得税制は、できる限り「物価」に対して中立的でなければならないことになる。すなわち、「物価中立所得税制」が求められている。

## 2 物価スライド税制の必要性

すでにふれたように、物価上昇による名目所得の上昇、さらには税負担の自然増加に対処する形で行われる減税は、大別すると、アドホック方式とタックスインデクセーション方式の2つがある。

わが国はこれまで、減税はアドホック/裁量方式によってきた。この方式によると、物価調整減税とは、政府が裁量的または恩恵的に実施するものとなる。すなわち、例えば、物価上昇率が3%であるとする。この場合、政府は、同率またはそれ以下もしくはそれ以上の調整減税をするかどうかはまったく自由であるということになる。こうした考え方に立てば、国民・納税者は、政府が行う意図的なインフレ増税に口をはさむことはできなくなる。

もっとも、すでにふれたように、憲法論的には、物価中立的な所得税制の確立または物価上昇に見合うだけの調整減税を求めることは、租税法律主義のもとでの納税者の生存権に根差した当然の権利といえる。また、政府の実施する物価調整減税とは、物価上昇率以下である限り名目的な意味での減税に過ぎない。実質的には、減税というよりは納税者にとっては政府の失政に対する当然の補償措置とみることができる。ましてや実質増税を相殺するだけ、または、それ以下の規模の所得減税は、真の意味での減税とみることには大きな疑問符がつく。

こうした納税者から大きな疑問符がつく物価調整減税を防ぎ、政府の年次の物価上昇分の所得減税を義務づける方式は、税制に自動物価スライド制を組み込むことになることから、タックスインデクセーション方式と呼ばれる。タックスインデクセーション方式は、物価上昇率に比例する形での税負担の増加を防ぐべく、所得控除、税額控除および税率表などの自動調整という意味で、自動物価調整税制、物価スライド税制とも呼べる。

この自動物価調整税制/物価スライド税制の導入により、納税者は名目所得では

なく実質所得で納税額を算定できることになる。この意味では、納税者に責任のない物価上昇については政府が最終的に責任を負うと結果を導き出すことにつながる。

現在、生活者は、悪い円安で加速するインフレで苦しんでいる。政府、日銀は、生活者の悲鳴には真摯に応えず、ゼロ金利政策を継続している。目標とする2%超のインフレはすでに超えている。にもかかわらず、日銀はゼロ金利政策を改めようとしなない。インフレになると、政府の税収が増えるのみならず、政府の借金(負債)も軽くなるからであろう。しかし、インフレが納税者の犠牲で政府の負債軽減に使われているという意味では、インフレはある種の「税(tax)」とみることもできる。まさに、「インフレは、政府にとり歳入マシンとして機能している(Inflation is acting as a revenue machine for governments)」とあってよい。

国庫が赤字財政下にあり税収が必要であるとしても、租税法律主義が支配する憲法構造のもとでは、政府は「隠れたインフレ増税」によるべきではない。納税者にその理由を明らかにし、国会の議決という「投票による増税」を行うように求められる。インフレ増税ではなく、この正規の「投票による増税」は、「物価中立所得税制」の確立、すなわち自動物価調整税制も導入によって確保できるのではないか。

### 3 わが国で「幻」に終わった物価スライド税制の導入

すでにふれたように、カナダでは、1974 課税年から連邦個人所得税にタックスインデクセーション/自動物価調整税制/物価スライド税制を導入した。アメリカでは、当初、所得税制を導入する州で自動物価調整税制/物価スライド税制を導入した。連邦は、1981 年に税制改正で個人所得税制に自動物価調整税制を導入し、1985 年に実施した。

わが国でも、1981(昭和 56)年に、当時の日本社会党が、「所得税の物価調整制度に関する法律案」が議員立法(堀昌雄ほか 8 名)をし、衆議院に提出している。この法案は、年次の消費税物価上昇率が5%を超える場合、政府に対して国会に提出する税制改正案に、次年の給与所得控除ならびに配偶者控除および扶養控除のような所得控除額(人的控除)に当該物価上昇分を反映させることを義務づけるものである。

なぜ 5%の物価上昇率を目安としたのかは定かではない。高すぎて非現実的な数値のようにも見える。私見としては、インフレが認識される場合、その数値にかかわらず、毎年、調整するように求める必要もある。

当時の政府税調は、その『中間答申』(1988(昭和 63)年 4 月)で、タックスインデクセーション導入に消極的な姿勢を示している。その理由として次のことをあげる。①所得税のみならず、他の税目に拡大するおそれがある。②財政収支のギャップがさらに拡大するおそれがある。③税制が持つ景気調整機能(ビルト・イン・スタビライザー)を阻害するおそれがある。しかし、政府税調などがあげた制度導入に消極的な理由が、

どれだけ説得力があるかは疑問である。

日本のみならず、欧米でも、財務を預かる行政府は、タックスインデクセーション導入/物価スライド税制につべこべ言う。政府を忖度する経済財政学者やマスメディアも同類である。

タックスインデクセーション/物価スライド税制は、カナダやアメリカ、イギリスなど多くの市場主義を貫く諸国で、現実に導入され、稼働しているのである。政治は、こうした導入実績に目をつむり、座して給料取りに徹してはならない。恒久的なインフレ税退治の制度改革を実現しないとイケない。インフレ税で大きな犠牲を強いられる生活者は、政治に何も期待できなくなる。求められていることは「実行」のみである。

いずれにせよ、わが国は、憲法に租税法律主義をうたっている。インフレ税を放任することは、法律に基づかない増税をゆるすことにもつながる。憲法ともぶつかる。

### ■所得税の物価調整制度に関する法律案(資料)

#### (目的)

**第 1 条** この法律は、物価の上昇に伴う名目所得の増大に起因する所得税の負担の増加に対処するため、所得税について、物価の上昇に応じて所得控除の改正を行う制度を確立し、もって所得税の負担の適正化と公平化を図ることを目的とする。

#### (改正の措置)

**第 2 条** 総理府において作成するその年の前年における年平均の全国消費者物価指数(以下「物価指数」という。)が昭和 55 年(この条の規定による措置が講ぜられたときは、直近の当該措置が講ぜられた年の前年第 4 条第 1 項において「基準年」という。)の物価指数の 100 分の 105 を超えるに至った場合においては、その年以後の所得税につき、当該物価指数の上昇に応じ、所得控除の額等を改訂する措置を講ずるものとする。

#### (改定の対象)

- 第 3 条** 前条に規定する所得控除の額等は、次の各号に掲げる金額とする。
- 一 所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)第 28 条第 3 項に規定する所得控除額(以下「給与所得控除額」という。)に係る次に掲げる金額
  - イ 所得税法第 28 条第 2 項に規定する収入金額(ハにおいて「収入金額」という。)の区分の上限の金額として同条第 3 項第 1 号までに規定する金額及び当該金額に相当するそれぞれ同項第 2 号第 1 号までに規定する金額及び当該金額に相当するそれぞれ同項第 2 号から第 5 号までに規定する金額
  - ロ 給与所得控除額の最低額として所得税法第 28 条第 3 項第 1 号に規定する金額

ハ 収入金額の区分の上限の金額として所得税法第 28 条第 3 項第 1 号 から第 4 号までに規定する金額に係る給与所得控除額に相当するそれぞれ同項第 2 号から第 5 号までに規定する金額

二 所得税法第 79 条第 3 項に規定する障害者控除額、同法第 80 条第 2 項に規定する老年者控除の額、同法第 81 条第 2 項に規定する寡婦(寡夫)控除額、同法第 82 条第 2 項に規定する勤労学生控除の額、同法第 83 条第 3 項に規定する配偶者控除の額、同法第 84 条第 3 項に規定する扶養控除の額(租税特別措置法(昭和 32 年法律第 28 号)第 41 条の第 1 項の規定により当該扶養控除の額に加算するものとされる額を含む。)及び所得税法第 86 条第 2 項に規定する基礎控除の額

三 所得税法第 89 条第 1 項の表に上欄に掲げる金額の区分の上限の金額及び当該上限の金額に相当する金額

#### (改定の方法)

**第 4 条** 第 2 条の規定による前条第一号イ及びロ、第二号並びに第三号に掲げる金額の改定はそれぞれ、当該金額のその年の前年における物価指数に対する割合(当該割合に小数点以下 3 位未満の端数があるときは、これを四捨五入する。)を乗ずることにより行うものとする。この場合において、その改訂後の当該金額に 500 円未満の端数があるときにはこれを切り捨て、500 円以上 1,000 円未満の端数があるときはそれを 1,000 円に切り上げるものとする。

2 第 2 条の規定による改訂が行われる場合においては、その改訂後の第 3 条各号に掲げる金額を基礎として、所得税法別表第 2、別表第 4 から別表第 7 まで、別表第 7 の付表及び別表第 8 につき、それぞれ、必要な改訂を行うものとする。

#### (政府の責務)

**第 5 条** 政府は、第 2 条に規定する場合においては、その年分以後の所得税につき、同条及び前条の規定による改訂(これに伴い必要と認められる改訂を含む。)を行うための所得税法及び租税特別措置法の改定に関する法律案を国会に提出しなければならない。

#### 附則

この法律は公布の日から施行し、昭和 57 年分以後の所得税について適用する。

#### 理由

物価の上昇に伴う名目所得の増大に起因する所得税の負担の増加に対処するため、所得税において、物価の上昇に応じた所得控除の額等の改定を行う制度を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

## ◆むすびにかえて～タックスインデクシング・マターズ

世界の懸念は、コロナ禍からインフレへ大きくシフトしている。「インフレサプライズ」が想定を超えるほど頻発している。主要諸国での物価上昇率は、前年比でも軒並み9%を上回り、1980年代以降最も高い水準にある。

わが国の2021年度の税収が過去最高の伸びを記録している。3月末時点の一般会計税収は60.8兆億円にも上った。20年度の同時点での税収12%弱上回る。インフレがひどくなってきている証拠であろう。インフレは課税ベースを広げる。インフレ分の減税をしないと、所得税、法人税、消費税などがそろって増えることになる。

わが国では、給料も年金も上がらず、物価高が続いている。これに、インフレ税がのしかかってくれば、どの世代でも家計は大きな打撃をうける。仮に僅かばかりの賃金が上がっても、働いていても貧しい人たち(the working poor)の生活はますます苦しくなる。インフレ減税は、生活者の生存権を護るためには必須である。まさに「タックスインデクシング・マターズ(Tax Indexing Matters)」である。

1981年に、当時の日本社会党が、生活者に傾斜する形でインフレ税対策にタックスインデクセーション/自動物価調整税制方式/物価スライド税制の導入を求めたのは賢い政策の選択である。この政策は、30年以上も前に本学会の創設・発展に貢献されて故北野弘久先生や筆者が発案した<sup>54</sup>。当時、議員立法で衆議院に提出された「所得税の物価調整制度に関する法律案」は、私たち生活者への課税のあり方の流れを大きく変える提案であったといえる。アメリカでは、同時代に制度導入が実現した。

もちろん、この発案には、改善すべき点もあると思われる。

わが国では、税金立法では、財務省や総務省がつくった政府立法が国会を闊歩する常態にある。当時は、「課税庁が主役」「納税者は義務主体」のような時代であったといってよい。議員立法でのこうした納税者本位の制度導入の実現が至難であったことは容易に想定できる。この恒久的なインフレ税退治策は日の目を見るに至らなかった。

しかし、いまは「納税者が主役」「納税者は権利主体」の時代である。税金の乱費をやめ、国民・納税者をもっともっと大事にする政治が求められている。まさに「トライ・イット・アゲイン(Try it again)」である。政治は、再度チャレンジし、もっと磨かれた内容の議員立法を提案し、流れを変え、国民・納税者に少し恩返しをしてはどうだろうか。先人の英知に学び、恒久的なインフレ税退治のためのタックスインデクセーション/自動物価調整税制/物価スライド税制の導入を、議院立法で是非とも実現して欲しい。

加えて、消費税にかかるインフレ税退治策【例えば軽減税率の8%から5%、3%

<sup>54</sup> 拙論「物価自動調整の導入」(不公平な税制をただす会編)『納税者からの税制改革』(労働教育センター、1988年)231頁以下参照。

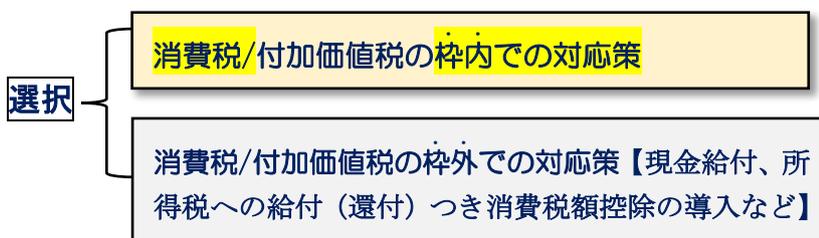
への引下げないしは生活必需課税物品やサービスをゼロ税率(0%課税)の対象にする、さらには消費税と個別消費税との二重課税物品の物価調整減税など】の実現も急がれる。でないと、生活者へのインフレ税対策はあまねく行きわたらない。今まさにその時機である。

### コラム <消費税減税、廃止も一案だが、「ゼロ税率」のもっと賢い使い方も学んでおこう！！>

世界の懸念は、コロナ禍からインフレ退治ができるかどうか大きくシフトしている。今や消費税や所得税に関する「インフレ税退治」は生活者の強い関心の的であり、政治の最重要課題にもなっている。

消費税/付加価値税(GST/VAT)は逆進性が強い税金である。インフレ税退治も含め、逆進性解消策を講じるとすると、この場合、大きく次の選択が可能である。

#### ●消費税/付加価値税の逆進性解消策の選択



#### ◎消費税/付加価値税の枠内での対応策とは

消費税/付加価値税の枠内での逆進性解消策には、次のようなものがある。

##### ●消費税の枠内での逆進性解消策

- ①複数税率(標準税率および飲食料品など生活必需品等への軽減税率)の採用
- ②飲食料品など生活必需品等への非課税の採用
- ③生活必需品/サービス(以下「生活必需品等」)へのゼロ税率の採用

### (1)非課税措置の所在

「非課税取引」～大きく①資本取引・金融取引と、②政策的配慮によるものに分かれる。②政策的配慮による非課税取引は、本来は消費税の課税対象取引になるものである。しかし、消費税の逆進対策や社会的福祉目的などに着眼し、政策的な配慮によって、例外的に非課税とされている取引である。

### (2)問われる非課税措置に伴う「損税」の発生

前段階控除型の消費税/付加価値税において、事業者は、本来、仕入税額を買手に転嫁することを予定している。しかし、仕入税額を買手に転嫁できずに、事業者自身が負担しなければならないことを「損税」ともいう。例をあげれば、医療や学校教育が非課税取引となると、事業者である病院や学校は、仕入の際には仕入税額を負担しても、非課税サービス提供の際には当該サービスにかかる仕入税額を転嫁できなくなる。非課税取引にかかる「損税」が発生しているまたは転嫁が不十分な事業者は、全事業者の4割にも達しているともいわれる。課税売上高 1,000 万円以下の免税事業者には、「益税」が発生しているともいわれる。しかし、むしろ「損税」問題の方が深刻との見方もある。いずれにしろ、消費者向けの逆進性解消策としての非課税措置の採用は、逆に事業者には重荷になっている。

### (3)事業者の不評な複数税率の採用

逆進性解消策としての消費税/付加価値税への複数税率(標準税率+軽減税率)の採用は、消費者たる担税者(生活者)には概して受け入れられているようにもみえる。しかし、この租税の納税義務者たる事業者、さらにはこれら事業者の税務支援をする税の専門職には概して不評である。事業者の事務負担も重くなるからである。

### (4)逆進性解消策、「損税」対策にゼロ税率を賢く使いこなす

イギリスやオーストラリアをはじめとした旧英国領諸国のように、生活必需品やサービスなどには、非課税や軽減税率ではなく、幅広くゼロ税率を採用する国も多い。

逆進性解消策として、政策的には「非課税」や「ゼロ税率」の適用も選択できる。ただ「非課税」では、課税仕入にかかる前段階の税額控除はできない。これに対して、ゼロ税率取引では、消費税/付加価値税は課税されるが、消費税の税率がゼロパーセントなので、課税標準額に対する消費税(0%)から、当該課税期間中に国内において行った課税仕入(前段階)にかかる消費税額を控除する(あるいは還付を受ける)ことができる。わが国の消費税法では、「輸出免税等」(消税法7以下)としてゼロ税率取引が制度化されている。

●免税取引/ゼロ税率取引と非課税/仕入課税取引

《標準税率取引》	《免税取引/ゼロ税率取引》	《非課税取引/仕入課税取引》
仕入 税率[10%] 金額 ( 1,000 ) 税額 [100] 売上 税率[10%] 金額 ( 1,500 ) 税額 [150]	仕入 税率[10%] (1,000) [100] 売上 税率[0%] (1,500) [0]	仕入 税率[10%課税] (1,000) [100] 売上 [非課税] (1,500) [Nil]
消費税 申告税額 50	消費税 還付税額 100	消費税 仕入税額控除 不可

◎国内ゼロ税率とは

ところが、諸外国の消費税制/付加価値税制を見てみると、「ゼロ税率 (zero-rate, zero-rating)」を、大きく「輸出免税 (zero-rate for exporting)」と「国内ゼロ税率 (domestic zero-rate)」の2つの形で活用する国も少なくない。

●ゼロ税率の2つの使われ方



イギリス、オーストラリアやカナダなど旧英国領諸国では「損税」対策および逆進性解消対策として、軽減税率ではなく、国内ゼロ税率 (domestic zero-rate) を幅広く採用する。わが国で逆進性解消対策+「損税」対策を検討する場合のモデルにできる。

例えば、オーストラリアの GST/物品サービス税は、10%の単一税率を採用している。軽減税率は一切採用していない。逆進性解消策には、国内ゼロ税率(「免税取引/ゼロ税率取引」と非課税措置(「非課税取引/仕入課税取引」))を採用している。

GST 法上の逆進性解消策を、課税取引物品やサービス別に、アバウトに一覧にしてみると、次のとおりである。

●オーストラリア GST 法上の逆進性解消策と対象取引一覧

標準税率	免税取引/ゼロ税率取引	非課税取引/仕入課税取引	軽減税率
10%	<ul style="list-style-type: none"> <li>・輸出</li> <li>・医療</li> <li>・基礎的飲食料品</li> <li>・教育</li> <li>・国際運輸</li> <li>・非営利/公益活動</li> <li>・営農者間での農地取引</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金融取引</li> <li>・居住用住宅の貸付(ただし 50 年以上の長期貸付およびホテルのような事業用居住場所の貸付を除く。)</li> <li>・居住用中古住宅取引</li> <li>・募金活動</li> </ul>	なし

わが国では、ゼロ税率を「輸出免税」と名付けている。しかし、とりわけイギリスやオーストラリア、カナダなど旧英国領諸国では、このゼロ税率を医療サービスや教育、さらには生活必需品・サービスなどにも幅広く採用/適用している。野菜や食料品、上下水道・ガス・電気などのサービスにゼロ税率が適用されれば、消費者はインフレになっても消費税負担が増えない。生活者は「インフレ税」は回避できる。また、売上げにゼロ%で課税されることから、事業者は、仕入れにかかった税額の還付を求めることができる。

こうしたことから、消費税については「廃止」ではなく、損税対策に加え、生活必需品やサービスなどに、ゼロ税率(国内ゼロ税率)の採用/適用を提案するのも一案である。

消費税への「国内ゼロ税率の採用/適用」を求めることは、財政当局の抵抗も強いかも知れない。しかし、消費税「廃止」よりは容易なのではないか？野党には、もう少し洗練された提案をして欲しいところである。

わが国では「輸出免税」のネーミングのもと輸出取引にだけゼロ税率(zero rate for exporting)を採用/適用している。この結果、トヨタのような輸出取引が多い企業だけが巨額の消費税還付を享受できる仕組みになっている。

消費税導入時に、財政当局や当局が操る政府税調は、生活必需品やサービスに対する国内ゼロ税率の採用/適用について徹底的な火消し役を演じていた。国内ゼロ税率の採用/適用は、消費税収の巨額の消失につながるというのが理由であった。こうして、国内ゼロ税率(domestic zero rate)の導入は封じられたのである。

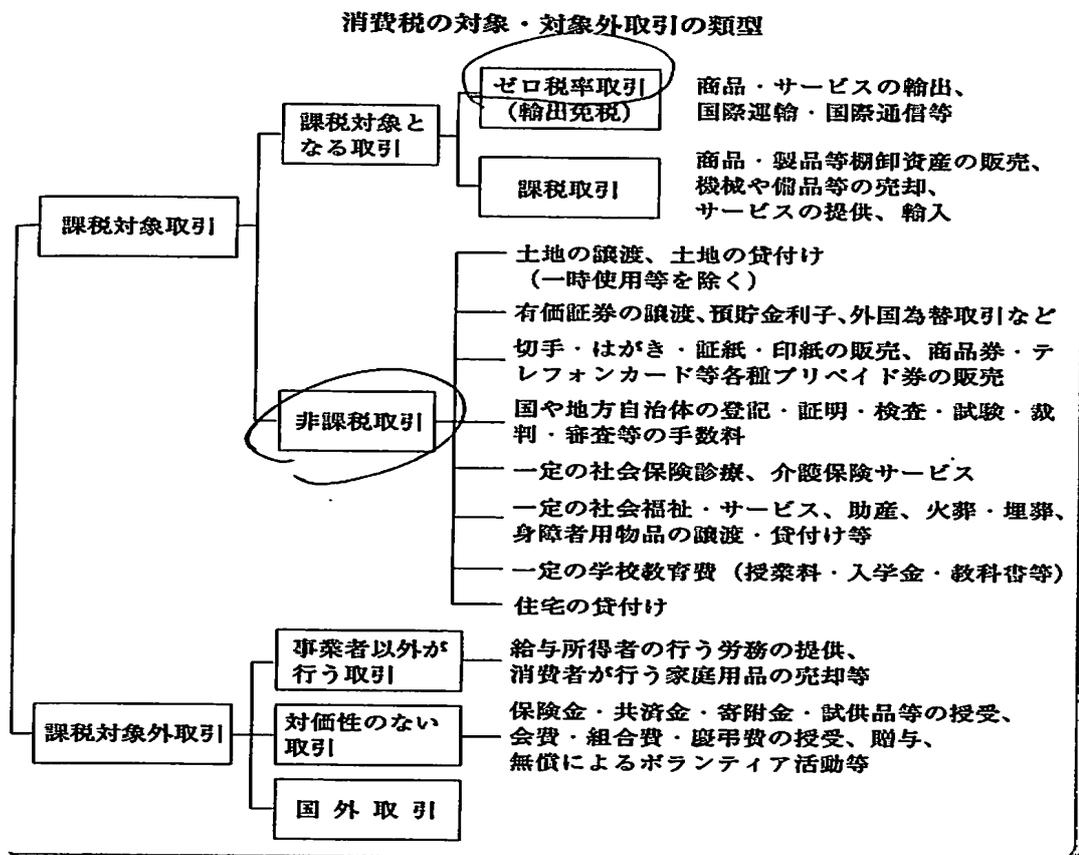
しかし、現実には、「輸出免税」というネーミングでゼロ税率はしっかり採用/適用されている。「輸出免税」は消費地課税主義のルールを採る付加価値税/消費税では当たり前といった論法で正当化されている。この結果、輸出企業には、消費税還付の形で巨額の国の税収が垂れ流しされている。その一方で、国内ゼロ税率は制度化されず、生

活者にはインフレ影響分までも含めて消費税負担を強いる結果となっている。まさに「カラクリ」である。このカラクリで、生活者は、急激なインフレで、物やサービスの価格のみならず消費税負担まで重くなっている。にもかかわらず、完全に置いてきぼりにされている。

ゼロ税率の適用については、消費税導入時に、日本医師会なども医療サービスなどへの適用を求めたりしたようである。しかし、非課税ということで手打ちをしたようにみえる。その当時は、関連する業界には非課税とゼロ税率の違いがよく見えていなかったことも一因であろう。

財政当局は、国内ゼロ税率の徹底した「鎮火」に成功したわけである。現在でも、わが国の財務当局は、生活必需品やサービスなどへのゼロ税率の採用/適用は大幅な税収減につながるとの理由で強い拒否反応を示し、議論を封印している。

政治は、生活必需品やサービスに対する時限的な軽減税率のような見せかけの求めをするだけでいいのだろうか。「逆進性解消策＋損税対策＋インフレ税退治策」を含めた包括的措置としてのゼロ税率採用/適用の実現に向けて、固い扉をこじ開けることが期待されているのではないか？



### 【アドバンス文献】

- ・石村耕治「消費税の今後：複数税率化と仕入税額控除」白鷗大学法科大学紀要 8 号  
<file:///C:/Users/ishim/Downloads/KJ00009610779.pdf>
- ・石村耕治「オーストラリアの物品サービス税(GST)法制の分析」白鷗法学 22 巻 2 号  
<http://jti-web.net/wordpress/wp-content/uploads/2019/01/ca6d6ec90bb1403b147a848e90846a59.pdf>
- ・ヴァン・リ「オーストラリアの物品サービス税(GST)」国民税制研究 2 号 <http://jti-web.net/archives/736>
- ・石村耕治編『現代税法入門塾(第 11 版)』(清文社、2022 年)